

予算決算委員会都市経済分科会会議録

招 集

令和3年7月5日（月）午前10時 議場

出席委員（9名）

（分科会長）国 頭 靖 （副分科会長）田 村 謙 介
遠 藤 通 中 田 利 幸 又 野 史 朗 三 嶋 秀 文
矢 倉 強 安 田 篤 渡 辺 穰 爾

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

伊澤副市長

【経済部】杉村部長

〔経済戦略課〕若林次長兼課長 宮本企業立地推進室長

〔商工課〕頼田課長 上場商工振興担当課長補佐 服島商工振興担当主任

【文化観光局】奥田局長

〔観光課〕石田課長 田仲課長補佐兼観光戦略担当課長補佐

〔スポーツ振興課〕深田課長 成田課長補佐兼スポーツ振興担当課長補佐
高橋スポーツ振興担当係長

〔文化振興課〕原課長 下高文化財室長

【農林水産振興局】中久喜局長兼農林課長

〔農林課〕深田農林振興担当課長補佐

【都市整備部】隠樹部長

〔建設企画課〕遠崎課長 足立総務担当課長補佐

〔都市整備課〕北村課長 伊澤公園街路担当課長補佐
赤井河川橋りょう担当課長補佐

〔道路整備課〕伊達次長兼課長 本干尾道路改良担当課長補佐
瀬尾課長補佐兼道路維持担当課長補佐

〔営繕課〕西村課長

〔建築相談課〕前田次長兼課長 神門課長補佐兼建築審査担当課長補佐
大櫃開発審査担当課長補佐

〔住宅政策課〕池口課長 片山住宅政策担当課長補佐
潮課長補佐兼市営住宅担当課長補佐

【下水道部】下関部長

〔下水道企画課〕遠藤課長 深吉下水道企画室長 中村総務担当課長補佐
横木課長補佐兼出納担当課長補佐

〔下水道営業課〕足立次長兼課長 林課長補佐兼料金担当課長補佐

〔整備課〕山中課長

〔施設課〕山崎課長

【農業委員会事務局】宅和事務局長

【水道局】朝妻局長

[計画課] 金田副局長兼課長

[総務課] 伊原次長兼課長

[浄水課] 松前次長兼課長

[施設課] 石田課長

出席した事務局職員

松下局長 土井次長 森井議事調査担当局長補佐

傍聴者

安達議員 石橋議員 稲田議員 今城議員 岩崎議員 岡村議員 尾沢議員

門脇議員 戸田議員 森谷議員 矢田貝議員

報道関係者 2人 一般 1人

審査事件

議案第 59 号 専決処分について（令和 3 年度米子市駐車場事業特別会計補正予算（補正第 1 回））

議案第 71 号 令和 3 年度米子市一般会計補正予算（補正第 4 回）のうち当分科会所管部分

議案第 73 号 令和 3 年度米子市下水道事業会計補正予算（補正第 1 回）

~~~~~

### 午前 10 時 43 分 開会

○国頭分科会長 ただいまから予算決算委員会都市経済分科会を開会いたします。

本日は、6月29日の本会議で予算決算委員会に付託された議案のうち、当分科会の審査担当とされました議案3件について審査いたします。

都市整備部所管について審査をいたします。

議案第 59 号、専決処分について（令和 3 年度米子市駐車場事業特別会計補正予算（補正第 1 回））を議題といたします。

当局の説明を求めます。

足立建設企画課総務担当課長補佐。

○足立建設企画課総務担当課長補佐 議案第 59 号、専決処分について（令和 3 年度米子市駐車場事業特別会計補正予算（補正第 1 回））について御説明いたします。

専決処分書、令和 3 年度米子市補正予算書のうち、8 ページを御覧ください。繰上充用金 5 億 5,175 万 4,000 円を増額補正したものでございます。こちらは予算書上にはございませんが、令和 2 年度歳入決算額 6,991 万 2,000 円から歳出決算額 6 億 2,166 万 6,000 円を引いた不足額を繰上充用するものでございます。繰上充用金 5 億 5,175 万 4,000 円につきましては、主に米子駅前地下駐車場の過去からの累積赤字でございます。

また、令和 2 年度は新型コロナウイルスの影響で、JR やバス旅行の利用者が減ったことに伴い減収となりましたが、3 月の都市経済委員会で御報告いたしました経営戦略に沿って、今後も引き続き累積赤字解消に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

○**国頭分科会長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様の質疑、御意見をお願いいたします。

遠藤委員。

○**遠藤委員** 一言言っとかにかいけんと思って手を挙げたけども、累積赤字になつとることは事実なんですけど、例えば、今まで単年度で少しでも返済するという実績が残っていますか。

○**国頭分科会長** 足立担当課長補佐。

○**足立建設企画課総務担当課長補佐** 単年度で黒字になりましたという年度が、数年前ですけれども3年間ほどございましたが、それまでの累積赤字を解消できる程度にはもちろんなっておりませんので、お返ししたというような実績はございません。

○**国頭分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 副市長、これ大分やり取りしましたよね。だけん、少し何かいい知恵を絞っていただいて、あんまり見えのいい予算書じゃないですよ。そのことをひとつ十分検討してください。

○**国頭分科会長** ほかにありませんか。

ないようですので、本件については終了いたします。

次に、議案第71号、令和3年度米子市一般会計補正予算（補正第4回）のうち都市整備部所管部分を議題といたします。

当局の説明を求めます。

足立建設企画課総務担当課長補佐。

○**足立建設企画課総務担当課長補佐** 議案第71号、令和3年度米子市一般会計補正予算（補正第4回）のうち、都市整備部所管分の主な事業について御説明いたします。

説明は、歳出予算の主な事業の概要により説明させていただきます。

それでは、歳出予算の主な概要の20ページをお開きください。

20ページ下の段、単県小規模急傾斜地崩壊対策事業として、1,760万円を計上しております。保全人家5戸未満の急傾斜地に対する崩壊対策事業でございます。

次に、22ページ上の段、道路新設改良事業として、1億520万円を計上しております。

次に、22ページ下の段、排水路新設改良事業として、3億2,854万2,000円を計上しております。

次に、24ページ上の段、公園施設長寿命化事業として、5,300万円を計上しております。

その下、24ページ下の段、公衆トイレ整備事業として、3,730万4,000円を計上しております。こちらは米子港周辺地区都市再生整備計画として、社会資本整備総合交付金の活用をし、湊山公園公衆トイレを整備するものでございます。

次に、25ページ上の段、セーフティネット住宅供給促進事業として、186万円を計上しております。低所得者、高齢者、障がい者等住宅確保要配慮者の居住の安定の確保のため、新たに住宅確保要配慮者のうち一定の所得要件等を満たす世帯が、セーフティネット住宅として登録された民間賃貸住宅に入居するのに当たり、大家等に対して補助金を交付するものでございます。

なお、分科会資料といたしまして、主な事業の位置図をお配りしておりますので、御参照いただければと思います。説明は以上でございます。

**○国頭分科会長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様の質疑、御意見をお願いいたします。

又野委員。

**○又野委員** そうしますと、幾つか聞かせていただきます。21ページの道路維持補修事業（補助）の分なんですけれども、この中で別の資料で見えますと、通学路整備ということで書いてある分があります。この話もここでも出てるんですけれども、通学路で先日千葉県の方で死亡事故があったりということで、この通学路整備っていうのは、やはり急いでいかなければならないなという気持ちがすごいあります。2年ぐらい前だったと思うんですけども、滋賀県の方で、交差点での園児の死亡事故があって、その後、米子の方でも交差点の辺りは、すごいガードレールが一気についたなというふうに思ってるんですけれども、ちなみに今回、そのように死亡事故を受けて、通学路整備で歩道がついたりっていうような、これに絡んでですけども、進んでいくような話っていうのは、これからあるような感じでしょうかね、そこら辺ちょっと聞かせていただければと。

**○国頭分科会長** 伊達都市整備部次長。

**○伊達都市整備部次長兼道路整備課長** 八街市ですか、その死亡事故を受けて、菅総理の発言、この辺も承知しております。それで、今後、こういった通学路って今現在、社総金を使って整備をさせて事業を進めておるところではございますが、その配分とか、そういったものももしかしたらあるんじゃないかということで、今は通達とかそういったことはございませんが、そういったことがあれば、すぐにでも対応できるようにということで、今情報をいろいろ探っておるところでございます。

**○国頭分科会長** 又野委員。

**○又野委員** ちなみに、交差点のところでも今ガードレールがすごいついてるんですけど、それはやはり2年ぐらい前の事故を受けて一気につくようになったりしたんですかね。

**○国頭分科会長** 伊達次長。

**○伊達都市整備部次長兼道路整備課長** そうですね、やはりおっしゃるとおり、滋賀の園児の散歩のときに車が突っ込んだということを受けて、これこそ緊急に全国的に点検をしろという通達が参りまして、それを受けて、県、市、国も含めて点検をさせていただきまして、すべきところにガードレールを、特に県なんですけども、すぐ対処をされて、つけておるところでございます。

**○国頭分科会長** 又野委員。

**○又野委員** あれは主に県のほうだったということですかね、交差点のほうは。

**○国頭分科会長** 伊達次長。

**○伊達都市整備部次長兼道路整備課長** 市道との交差点もありますけれども、県と市道の交差点というのが結構多くございまして、管理区分的に上級官庁であります鳥取県さん、そちらのほうがつけられたっていうのが多いということでございます。

**○国頭分科会長** 又野委員。

**○又野委員** 分かりました。交差点のほうでは、そのようにこれまでここ数年でされたということですので、通学路のほうも、ぜひとも点検いろいろ今しとられて、過去の要望と

かも恐らく見ておられると思いますので、それに沿って可能な限り急いでいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、24ページなんですけれども、下のほうの公衆トイレ整備事業で、湊山公園の辺りのトイレ、洋式化とかバリアフリー化というふうに書いてあるんですけれども、そして上で公園施設長寿命化事業とかあるんですけれども、湊山公園以外でトイレ、公園設置してあるところは、洋式化とかバリアフリー化とかってというのはどうなっているのかなと思ひまして、ちょっと聞かせていただきたいと思ひます。

○国頭分科会長 北村都市整備課長。

○北村都市整備課長 湊山公園以外のトイレの洋式化だとかバリアフリー化ということでございますけども、海浜公園ですけども、昨年度公衆トイレのほうを更新いたしました。まだ来年の設計の予定なんですけども、日野川河口の緑地に公衆トイレがありますけども、これについても更新、バリアフリー化、洋式化等をしていく予定としております。

○国頭分科会長 又野委員。

○又野委員 そしたら、ほかの公園のところも一応順次、洋式化、バリアフリー化はしていくということによかったでしょうか。

○国頭分科会長 北村課長。

○北村都市整備課長 現状やっていかないといけないところだと思っておりますので、そういうことで対応を今後していきたいと思っております。

○国頭分科会長 又野委員。

○又野委員 了解しました。

次に、25ページのセーフティネット住宅のところなんですけれども、ちょっと分からない部分というか、もしかしたらどっかに出てるのかもしれないんですけれども、要配慮者の把握っていうのは、どこがどのように、これはしておられるんですかね。

○国頭分科会長 池口住宅政策課長。

○池口住宅政策課長 要配慮者につきましては、具体的には高齢者、あとは障がい者とか、子育てをしておられる家庭の方とかありますけれども、そういったことにつきましては、実際に本市でも把握しておりますし、例えば民間賃貸住宅でそういった確認をさせていただいてということになると思ひます。

○国頭分科会長 又野委員。

○又野委員 じゃあ、この事業で要配慮者と判断するのは、どこが判断するんですかね。

○国頭分科会長 池口課長。

○池口住宅政策課長 この制度、この事業につきましては、家賃補助をさせていただくんですけども、その判断は最初は大家のほうにさせていただくんですけども、最終的には米子市のほうで判断をさせていただきます。

○国頭分科会長 又野委員。

○又野委員 最初は大家さんのほうで要配慮者だっていうことを言われて、それを米子市のほうに連絡があって、米子市が判断するっていうことですか。

○国頭分科会長 池口課長。

○池口住宅政策課長 実際にそういった要配慮者が入居される際には、そういった市役所なりに相談がありますので、そういったことも含めまして大家さんと話をさせていただきます

まして、最終的に補助するかどうかと、そういうことの判断につきましては米子市のほうがさせていただくという格好になります。

○国頭分科会長 又野委員。

○又野委員 分かりました。実際に入居されるときに相談があったりしてということですね。

セーフティネット住宅としての登録というのは、今どういった状況になってるんでしょうか。

○国頭分科会長 片山住宅政策課住宅政策担当課長補佐。

○片山住宅政策課住宅政策担当課長補佐 セーフティネット住宅につきましては、県への登録制度になっております。今、米子市内でセーフティネット住宅に登録されている住宅が376棟、2,650戸でございます。今回の家賃補助の対象になりますのは、セーフティネット登録住宅のうちの専用住宅というものになります。専用住宅は、この要配慮者の方だけしか入居できない住宅になりまして、現在のところは市内で登録件数はゼロ件ですので、専用住宅は登録がないという状態です。

○国頭分科会長 又野委員。

○又野委員 今、そうすると、今回の要配慮者に対するセーフティネット住宅として登録されている要配慮者専用住宅の登録はゼロ件ということで、今後、ゼロ件のままではちょっとあれだと思います。どうなっていくんでしょうか。

○国頭分科会長 片山担当課長補佐。

○片山住宅政策課住宅政策担当課長補佐 今後の実際補助を受けるまでの流れですけれども、今想定しておりますのが、まず先ほど池口課長のほうが申しましたけれども、恐らく想定されるのが、市のどこかの福祉部局の窓口相談があって、それで市のほうで住居の確保の必要があるということで把握をしまして、その後に福祉部局を中心とした会議にかけて、いろいろ住宅の制度ございますので、例えば生活保護の住宅扶助もございまして、市営住宅もございまして。その中でどのような住宅を確保するかということを検討しまして、セーフティネット住宅の活用が妥当であろうということで判断しましたら、その時点で相談者の方に、今、あんしん賃貸支援事業という制度がございまして、そちらの案内をするとともに、市のほうでその相談員の方と連携しまして、実際の家探しといいますか、探しまして、ここからは大家さんに直接御相談をして、専用住宅の登録の呼びかけをしていくということを想定しております。ですので、具体的な事例が出てから、専用住宅については大家さんに直接登録を呼びかけていくということを想定しております。

○国頭分科会長 又野委員。

○又野委員 もともと専用住宅というのは登録されたところについていうわけじゃなくって、実際の事例が出てから登録をするような形になるということによかったですか。

○国頭分科会長 池口課長。

○池口住宅政策課長 登録住宅、専用住宅として登録していただくこともできるんですけれども、やはりまず登録住宅と、まずしていただくことが第一になりますので、そこから登録住宅に働きかけていくということになります。

○国頭分科会長 又野委員。

○又野委員 分かりました。実際相談があつてからということなんですけれども、もし、

いろいろな部署で要配慮者把握しておられるところあると思いますので、こちらからも働きかけというか、そういうことをしていくというの必要なのかなと思いますので、よろしければそこら辺もうちょっと考えていただければと思います。以上です。

○国頭分科会長 ほかに。

遠藤委員。

○遠藤委員 関連して、今のセーフティネット住宅供給促進事業についてお尋ねいたしますけども、この家賃というのは、大家さんから借りないけんわけですけども、上限は決まってるんですか、市が借りる場合の。上限は決めてあるんですか。

○国頭分科会長 片山担当課長補佐。

○片山住宅政策課住宅政策担当課長補佐 専用住宅につきましては、市の借上げ住宅とは異なる制度になります。あくまで民間の契約の下で進む事業になるんですけども、専用住宅の家賃そのものは、もともとセーフティネット住宅で登録するのに当たって、登録の条件として家賃が近傍同種の住宅と均衡を失しないことっていうのが、まず条件でございます。その家賃と、あと入居者の負担額が同じような市営住宅との同等の額とすることとしておりますので、近傍の同種のいわゆる民間住宅の家賃の額と、あと市営住宅の額との差額を大家に補助をするという制度になります。

○国頭分科会長 遠藤委員。

○遠藤委員 それ概念的には分かるんですけども、民間の近傍の住宅の家賃というのはどういふふうに見ておられて、それと市営住宅との、いわゆるこの4万円というのは生活保護者の住宅手当だと思いますけども、それとの差額を払うんだとされるんですけど、市の4万円というものの意味は分かりますけども、近傍と言ってるけど、範囲はどこまでなんですか。それは近傍であれば6万でも7万でも8万でもいくんですか。

○国頭分科会長 片山担当課長補佐。

○片山住宅政策課住宅政策担当課長補佐 この近傍同種の家賃といいますのは、県のほうで登録の際に均衡が保たれているかどうかっていうのを審査をされます。ですので、金額そのものについて上限とかは恐らく設定はされていないかと思います。

○国頭分科会長 遠藤委員。

○遠藤委員 今度は、借りる期間というのはどういうふうな定めになるんですか、借りる期間というのは。例えば、定期借地だったら20年間ということになりますけども、そういうような形で借りるんですか。

○国頭分科会長 片山担当課長補佐。

○片山住宅政策課住宅政策担当課長補佐 この補助制度自体が原則最長10年間を大家に家賃を補助するという制度になっております。

○国頭分科会長 遠藤委員。

○遠藤委員 副市長、ちょっと後からでもいいから具体的な内容を、説明資料を議会に提出してもらえませんか。あれこれあれこれ聞くと何かいっぱい見えんところがあって、僕だけが分からんか知らんけども、皆さんよく知っとるか知らんけども、僕は分からない、これは。後から時間取りませんから、ちょっとそういう制度の中身を含めて実態のモデルケースはこうなるというやなやつをお示しできるような資料を提出されることを要望しますよ。

○国頭分科会長 よろしいですか。

遠藤委員。

○遠藤委員 次に、お聞きしますけれども、71号、6月補正の関係位置図というところの最初のところに、道路維持補修事業とか、道路補修事業、道路新設改良事業といろいろな事業別に書いて、予算と路線名、また箇所が載っておりますね。私が思うのは、道路維持補修事業の補助の関係で、舗装事業の分がありますが、これについては、どういう判断で補修することになったんですか、舗装補修は。件名言いましょうか、市道尾高西1号線。

○国頭分科会長 瀬尾道路整備課長補佐。

○瀬尾道路整備課長補佐兼道路維持担当課長補佐 尾高西1号線につきましては、道路点検事業を行った結果をもちまして、道路維持補修事業ということで、今年度土質調査を行う予定にしております。

○国頭分科会長 遠藤委員。

○遠藤委員 土質調査をするということですか。

○国頭分科会長 瀬尾課長補佐。

○瀬尾道路整備課長補佐兼道路維持担当課長補佐 土質調査及び地質調査ということになるんですけども、及び交通量調査ということに考えております。

○国頭分科会長 遠藤委員。

○遠藤委員 一般的に舗装補修ということになると、路面が剥がれておって凸凹になっておって、あるいは亀裂が入っておって通常の状態ではない。だから舗装しますと、こういうことになるんですけど、今お話を聞いておると、ここの道路そのものは地質というか構造上の問題があると、道路基盤が、こういう判断ですか。

○国頭分科会長 瀬尾課長補佐。

○瀬尾道路整備課長補佐兼道路維持担当課長補佐 道路構造上ということも含めまして、今現在の道路が傷む構造になっておるか、今現在の路盤及び表層と言いますけれども、舗装の部分の厚さが今の車両等に足りるものであるかという現状も踏まえて確認しまして、それに合った舗装に直していくという格好のための調査というものを今年度行う予定にしております。

○国頭分科会長 遠藤委員。

○遠藤委員 僕、昨日行ってみたんですよ、現地に。あれ舗装補修しなきゃならないような、僕の目視では緊急性がなかったんです。例えば春日のバイパスのところの補修がありましたけども、あれは古豊千のところのバイパスがありますけども、あれは地盤が悪くてかなり下から路盤を掘って再補修したというのが最近あります。だけど、それと同じような路盤の状況だということになるんですか、あそこは。私は今のところが目視されて舗装補修が必要なら、ほかにもたくさんあると思いますよ。私の地元にもありますけども、何ぼ言ってもどういうわけか担当課は返事をいたしませんけども、へ理屈を言って、今の尾高西1号線が舗装補修の対象になるなら、加茂地区にもたくさんありますよ、同じような場合の、もっと悪いのが。僕はそんなことがちょっとしゃくに障るんですよ。これ大分前から言ってる。博愛病院の横の通りですよ、今は加茂公民館、工事入ってますけども。あそこの道路だって大変悪いですよ。けどここに比べたらもっと悪い。だけん、なぜこれがそういう形になるのか、どういう基準をもってこれは舗装補修をやられようとしている



のか、ただ個人的な主観なのか、基準があってやられようとしてるのか、その説明を求めたいと思います。

○国頭分科会長 どうでしょうか。

伊達次長。

○伊達都市整備部次長兼道路整備課長 これは、ちょっと年数は忘れちゃったけども、5年に一遍、この舗装の現状、目視なんですけれども、こういったもんでクラックの数とか、そういったものを上げて判定を下しております。それで、おっしゃる尾高西1号、クラックの数とかがちょっと多くて補修の対象の上位に上がってきて今年度しておるといところでございます。ちょっと瀬尾補佐言っておりましたけども、土質調査っていうのは、本当に今の舗装の構成ですね、この構成が今の構成でいいのかどうかというところを確かめるために土質の調査をして、もし今の舗装でもたないというところがあれば、舗装の構成から見直して補修をしていくというところで、今年度土質調査というのを上げさせていただいてるところでございます。

○国頭分科会長 遠藤委員。

○遠藤委員 次長さんかいな、今、亀裂があったりとか云々言われましたけども、僕が昨日の晩見たなかには、ほとんどなかったですよ。どこにあるという、そういう写真判定されてますか。あったら出してください。私が見た限りには、そういう亀裂みたいなものはありません、ほとんど。いい道路です。だから疑問を抱くんです、私は。あなたの主観でやられたのか、どういう形でこういうものができたのか、現場を見る限りは、今予算をつけてやらなきゃならないような緊急性はどこにも見えないです。それだったらほかにもあるんです。あのレベルで舗装をしなきゃいけないというなら、ほかの道路がいっぱいあるんですよ。私は前からあなたにも言っとるけども、知らん顔しちゃうけども。何でこういうことが起きるかということです。説明がつかないと思いますよ、これ現場見たら。だったら、委員長、現場行ってもいいよ、これから。今次長が言ったことが事実なら、現場確認したがいい。これから現場行って。僕はそういうこと自身が問題だと思っとるだ。誰が見ても、なるほどここは舗装せないけんなど、補修せないけんなどというのが見えるものなら、それはそれでいいんです。だけど、あなたの今説明は現場とはかなり食い違っとる。だから僕が言ってることが正しいのか、次長が言っとるのが正しいのか、委員長、現場行こうや。それで確認しようや。どうだ。

○国頭分科会長 何かありますか、次長。

伊達次長。

○伊達都市整備部次長兼道路整備課長 すみません、私も、現場ですね、あまりちょっとよく把握してなくて申し訳ないんですけど、もう一度現場を確認させていただきたいと思っております。

○国頭分科会長 遠藤委員。

○遠藤委員 おかしいじゃないか。現場は確認しちよらんけどクラックは発生しております、だから補修が必要です。現場に行こうかって言ったら、いや、確認しておりませんから、もう一遍確認します。こんな説明があるか。ここは議会だよ。こんなことだったら納得できんよ。

○国頭分科会長 隠樹都市整備部長。

**○隠樹都市整備部長** 今、遠藤委員おっしゃいましたように、尾高西1号線につきましては、先ほど伊達次長のほうが説明しましたように、道路維持におきましては、路面点検を5年に一度行っておりまして、その点検結果に基づきまして、先ほど申し上げたようにクラックの発生量ですとか、そういうことを目視した中で、全体の道路の傷み具合を判断いたしまして、その中で順位づけを行って、今回の事業を行うということに、この路線については決したものだという具合に考えております。

先ほど遠藤委員がおっしゃいました博愛病院の道路につきましては、ただいま下水道事業が推進している路線でございまして、道路整備のほうで補修をかけますと、また下水道との交錯といいますか、そういう事業のこともございますので、その辺を調整して、その路線については、下水道のほうの事業進捗によって補修をするようにお任せしたというところでございまして、決してこちらの主観でものをやってるわけではなくて、そういった完全な点検ということには及びませんが、5年に一度の全体の目視点検等によって優先順位をつけて、この舗装補修という事業を行ってるところでございまして。

**○国頭分科会長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 部長ね、次長が説明したことのとんちんかんな内容、あんたは何でそれを上塗りするような話するの。次長はクラックがありますから、5年に一遍点検した結果、ここは最上位に値する、補修する箇所だということで決めましたと。現場に行って見てないって言うてるが。私はタベ見てきた。どこにクラックが発生してるの、あれ。あんた見たの。

**○国頭分科会長** 隠樹部長。

**○隠樹都市整備部長** 先ほども言いましたけども、5年に1回の、これは橋梁点検も同じでございまして、道路の路面点検というのを行って、その結果に基づき事業の優先順位をつけて、今回の事業選定というのをしておりますので、この事業実施については問題がないものであるという具合に認識しております。

**○国頭分科会長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 5年に一遍、点検をした結果で優先順位を決めたんだから問題ないと言われるけど、クラックが入ってないじゃないか言うてるが。次長はクラックが入ってるから優先順位が高いと言うてるわけだ。現場に行けば、全然クラックなんか一つも見えへんが。どこにクラックが入ってるの、あれは。そういうことを部長自身が何か正当性を持って答弁するけども、現実に次長が言ってることと現場とが食い違ってるんじゃないかと私は言ってるんだよ。あんた、それを全然確認せずに言ってるんでしょ。確認したの、あんた自身も。

**○国頭分科会長** 隠樹部長。

**○隠樹都市整備部長** 先ほど言いましたように、5年に1回の定期点検におきまして写真等も撮って、その中で調査結果というのを保存してありますので、それに基づいた考えで事業の選定を行ったということでございまして。

**○国頭分科会長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 写真が保存してあるということは、審議資料としてここに提出してもらいたい。

**○国頭分科会長** そうですね。提出していただくように、またお願いいたします。

（「またじゃないよ、今だよ。予算通すか通さんかだ。」と遠藤委員）

○国頭分科会長 ありますよね、そうしたら……。

伊達次長。

○伊達都市整備部次長兼道路整備課長 用意させていただきます。

○国頭分科会長 中田委員。

○中田委員 その問題はそれで、準備されるならされていいんですけど、私は全く考えが違うので。ちょっと別な質問をさせてください。

同じ設計調査、測量調査になると思うんですけど、米子駅目久美町線の調査が入ってますよね。ここなんですけど、米子駅の南側ができたときの、いわゆるメインになる通りだと思うんですよね、この通りは。それこそ現行は、途中橋も架かったりもしてるんですけど、それこそ凸凹凸凹した感じで、今まで、交通から考えると、そんな大きなものが頻繁に通る道路ではなかったと思うんですけど、この経年の中で、ああいう形状になっているというのは、僕は、それこそ地盤がどうなのかなとか、単なる橋があったりとか高低差の問題がもともとあるっていうより、地盤がどうなのかなと前から実は思ってた場所なんですけど。この測量調査でいくにしても、これだけの予算になってるんですけど、どういう道路にしたいかというような構想に基づいた、何か考えがあつての事前調査といいますか、測量調査っていうようなものではなくて、取りあえずはさっきの案件と同じ地盤を見たりとかっていう、金額的には同じなので、そういう地盤の調査をするみたいな話のレベルなんじゃないかな。

○国頭分科会長 本干尾道路整備課道路改良担当課長補佐。

○本干尾道路整備課道路改良担当課長補佐 米子駅目久美町線につきましては、御指摘のとおり、今駅南ですね、広場などの事業は進められてまして、この路線自体もウォークブルといったような考えもございますので、今回の調査はあくまでも、先ほどのちょっと繰り返しになりますけれども、今の現況の舗装構成とか、また将来的な舗装構成を検討するための、あくまでも調査だけを考えておりまして、また当然今後の駅南地区のいろんな都市再生整備等とも絡めまして、どういった道路にしていくかっていうのは、また検討をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○国頭分科会長 中田委員。

○中田委員 確認みたいな話ですけど、とにかく、まずそういう道路構成上というか、例えば今の、ある地盤の状況があつて、それに例えば路盤材との比率がどういう構成になったらこんなことになっているかみたいな基礎調査をやるということであつて、将来的にしかるべきウォークブルの計画も含めた、それこそ東山運動公園まで直線にして1キロぐらいのところ、徒歩圏内にも入ってくるようなルートにもなるような道になってくると思うんです。そうすると、道路自体の歩道の在り方だとか、いろんな問題含めて、どうせ直していくなら、それにふさわしい直し方があるんだろうと思いますけど、その新しい道路の在り方については、またそれは別途ということで理解しておけばいいですね。

○国頭分科会長 本干尾担当課長補佐。

○本干尾道路整備課道路改良担当課長補佐 そのとおりでございます。

○国頭分科会長 遠藤委員。

○遠藤委員 今の資料が出るまでちょっと続いていきますからね。道路新設改良事業で奈

喜良8号線、これが載っておりますよね。これはどういうわけでこのところに市道が必要というふうに判断に至ったんですか。

○国頭分科会長 本干尾担当課長補佐。

○本干尾道路整備課道路改良担当課長補佐 市道奈喜良8号線についてでございますが、これにつきましては、この近隣の奈喜良地区のほうから、今の旧国道180号ですね、こちらとのアクセス等、あと集落内でもなかなか道が狭いですとか、出入りが困難であるとかいうこともありまして、アクセス道路としての要望を受けておりまして、昨年度測量設計を行いまして、今年度引き続き用地の買収にかかりたいと考えているところでございます。

○国頭分科会長 遠藤委員。

○遠藤委員 これは山手側から180号線側につなげる道路ですね、違いますかいな。

○国頭分科会長 本干尾担当課長補佐。

○本干尾道路整備課道路改良担当課長補佐 そのとおりです。

○国頭分科会長 遠藤委員。

○遠藤委員 これは地元要求がなされたわけですか。

○国頭分科会長 本干尾担当課長補佐。

○本干尾道路整備課道路改良担当課長補佐 はい、地元からの要望でございます。

○国頭分科会長 遠藤委員。

○遠藤委員 市道の関係で、次年度からですかね、扱いが変わってくるようになってるようだけでも、例えばこういう形で地元要望ができれば、行政は受け入れて市道をつけるということになるんですね。

○国頭分科会長 本干尾担当課長補佐。

○本干尾道路整備課道路改良担当課長補佐 今、おっしゃられてるのは、道路整備評価基準のことだと思いますけれども、今年度から市道の地元要望に基づく改良事業につきましては、優先順位を判定しまして、来年度予算要求の新規事業からは、その判定基準に基づいた事業を実施することとしておりますので、今年度につきましては、基本的には継続事業、県との関連事業が一部ございますけれども、基本的には今回補正で上げさせていただいてるのは、昨年度からの継続事業を上げさせていただいております。

○国頭分科会長 遠藤委員。

○遠藤委員 それから排水路新設改良事業、これ中間川改良、下流・上流とありますけれども、どういう状況でこの工事に入らなければいけないということになっとるんですか。この図面ではちょっと全体像が見えにくいですが、本来ならこういうのは当委員会において、そういう断面図とか状況の分かるような地図とか、そういうものをちゃんと説明資料として添付されるべきだと思うんですけども、これだけのあれではちょっと判断しにくいんですよ。しかも3億3,000万でしょう、たしか。大きい金額だったと思うけども、これはどういうわけですか。どういう状況なんですか、これ。

○国頭分科会長 赤井都市整備課河川橋りょう担当課長補佐。

○赤井都市整備課河川橋りょう担当課長補佐 先ほどの遠藤委員からの中間川改良の下流工区、上流工区についての御質問ですけども、下流工区につきましては、過去の大雨により隣接する住宅のほうに浸水被害を受けたという状況でございます。それに基づいて地

元のほうからかさ上げ、あるいは今の護岸を改良してほしいということの要望での、このたび3か年目の工事内容になります。

続きまして、上流工区につきましてですけれども、上流工区につきましては、今現在、柵渠の水路になっております。こちらの柵渠のほうも大分古くなって、背後地のほう田んぼであったり工場があったりというところで、背後地のほうに今影響をかなり及ぼす、あるいは及ぼしてる状況でございますので、こちらのほうの背後地を守るということでの護岸改良を予定しております。以上です。

○国頭分科会長 遠藤委員。

○遠藤委員 これ本当は現地ぐらい、委員長、出かけて視察するぐらいのあれがなきゃいけないよ、当委員会としては。こういう大きな事業なんかをただ文書のあれにのって、はいはい言っていくような議会ではいけない。だから、もしも委員の意見があるなら、委員会が終わった後でもいいから、現地に行って現地の説明を受けると、こういう一つの取組をしてほしいと、このことを要望しておきます。

○国頭分科会長 はい。

(「いいかい、次行くよ。」と遠藤委員)

○国頭分科会長 はい、続いて。

(「ほかにないの、行くよほんなら。」と遠藤委員)

○国頭分科会長 遠藤委員。

○遠藤委員 次は、排水路維持補修の絡みで、令和3年度の債務負担行為というのを令和2年の12月議会で決めましたよね。これ、皆さん御記憶があらうかと思えますけれども、例えば道路維持補修費は1億1,700万円、債務負担行為。排水路等維持補修費4,680万円、これは入札契約事務っていうのは、どういうふうにして行われているんですか。これ前倒しですよ。入札契約事務はどういうふうに行われたんですか。

○国頭分科会長 伊達次長。

○伊達都市整備部次長兼道路整備課長 入札契約事務がどのように行われたかということなんですけれども、令和2年度末、今年の2月か3月かちょっと私ちょっと替わる前で記憶にちょっとあれなんですけれども、それまでに入札をかけまして、昨年度末にはもう業者を決定させていただきまして、4月1日から新しい年間通じた維持業者、こういった方がすぐ4月1日から対処できるように入札をして事業を進めておるところでございます。

○国頭分科会長 遠藤委員。

○遠藤委員 この道路維持補修の中には除草事業というのも入ってますか。別ですか、これは。

○国頭分科会長 いいですか。

瀬尾道路整備課長補佐。

○瀬尾道路整備課長補佐兼道路維持担当課長補佐 除草事業につきましては、この中には入っておりませんで、除草事業の発注は5月になってから、新年度になってからの発注ということで準備して、現在向かっておるところでございます。以上です。

○国頭分科会長 遠藤委員。

○遠藤委員 維持補修の中に除草事業が入ってないというのは、どういうわけで分離されたんですか。

○国頭分科会長 瀬尾課長補佐。

○瀬尾道路整備課長補佐兼道路維持担当課長補佐 今おっしゃられたところの令和2年度のうちに契約をした事業の中には入ってはおりませんが、翌年度の発注事業ということで4月1日からかかる事業の中には除草事業は入れてはならないというところがございます。

○国頭分科会長 遠藤委員。

○遠藤委員 副市長、前にも小言言って耳が痛い話だと思って、同じこと何遍も言わせる気持ちがあるかもしれませんが、この間淀江の白浜通りっていうの、うなばら荘の前を走ってる道路、日吉津から、あの市道。あれ毎年当時の担当課長にうるさく言って、何で除草をしないであげな投げっ放しにしとるだというふうに言ったことがあって、一時期からきちんとやるようになって、よくやられたねとお褒めの言葉を私は述べたと思うけども、今年見たら、物すごいヨモギなんか腰高まで伸びとるだ。それでこの間淀江支所長に電話して、あんた現場見たことがあるかって言ったら、見ちょうますって言うわけだ。見ちょうって何か気がつかんかって言ったら、いやあ、草が生えてますわって。それでおまえ支所長が務まるかって、この電話で怒ったですけどね、そのときに聞いたのは、本人さんも知っちゃおならんかったけども、ちょうど後から電話がまた入ってきて、6月の終わりぐらいに実は発注しましたので、すぐこれからかかりますけんっていう話だったんです。それですって思ったのは、維持補修を前段で前倒しでやったはずなのに、何で除草事業がやってなかったのかというふうに思ったもので、それが今話すると切り離してあると、こういうことなんだけど、これなんかセットにしておかれたらいいじゃないかと思うんですけど、どんなもんなんですかね。

○国頭分科会長 よろしいですか。

伊達次長。

○伊達都市整備部次長兼道路整備課長 昨年度から入札して頼んでおるのは、維持補修というカテゴリの中で業者を選ばせていただいております、除草っていうのはちょっとまた別に役務除草っていうのがございまして、その除草の業者から選ばせていただいとるところで、除草につきましては、言えばこの夏頃に非常に伸びるといところもございまして、新年度になってから入札しても間に合うといところらせていただいとるものでございます。

○国頭分科会長 遠藤委員。

○遠藤委員 次長ね、僕はやっぱり行政の皆さんで一番大事なことは、やっぱり法令にのっとって仕事をしてもらうということだと思う。法令にはどう書いてあるかということですよ、道路施設。良好な状態で管理しなさいと書いてある。良好な状態ですよ。良好な状態とはどういうふうに定義されるんですか。腰高までヨモギが生えとって、舗装の中から、それで夏頃か、6月頃か、草が生えるからそれでいいですよ、こういうことでいいんでしょうかね。あれ、草の下には、かなり舗装がはぐれてますよ。あれ全部抜いたら結構はぐれますよ舗装が。ということは良好な状態じゃなしに、財産が壊されていってることになるんですよ。それ放置してるということですよ、投げとけば。僕はもう少しこういう言葉だけの話じゃなしに実態を見ていただいて、法令にのっとって良好な財産管理とは何かということを再認識してもらいたい。

そして、もう一つ申し上げておきたいのは、僕らの時代から言うとサムライ商法みたいな形でやってるんですよ、除草は。根を取らないんですよ。この間も、隠樹君知っとるかどうかわらんけど、隠樹部長は。博愛病院のところに除草係が来とった、自動の草刈り機を持ってきて、ジージー切っとる。根は残っとるだ。何遍でも草生えるよ、あげなこしとったら。それが淀江でも行われてるだないの。私は本当に除草というのは、どういうことを業者に求めて除草をするという指示が出てるのか、前の課長にも言ったことがある。だけどそういう指示はほとんど出いてない、どうも見ちょうと。頭ほど刈っておいてもらやええと、見えないようになってらええと。これでは除草事業を委託してやる仕事ではないと思うよ。どういう認識なんですか。

○国頭分科会長 伊達次長。

○伊達都市整備部次長兼道路整備課長 除草事業につきましては、遠藤委員さん言われる根まで取るという事業はちょっと今のところはさせていただいてないです。ただし、幹線道路とかそういうところではございましたが、職員が除草剤を除草した後にまくとかいうようなちょっと努力はさせていただいてるんですけども、適正な管理っていうところでは、なかなか金額面もあって、常時草がない状態にできるかって言ったら、金さえかければ何ぼでもできるんですけども、そういった金額のところとのバランスもございまして、なかなか何回も何回も除草することができないというのが現状でございます。

○国頭分科会長 遠藤委員。

○遠藤委員 副市長、僕は重大な発言しとると思うよ、あの人は。金さえあればできますけど、金がありませんけんできませんわと、こんなことは説明責任に至らんじゃないの。次長ね、僕はそういうのは市民に対して失礼だと思ふよ。金がないけんいいかげんな仕事しちようますわと、こんな言葉になるで、それは。それが本当に説明を果たすことになるの。私は前にもずっと前の課長から言っただ。それで除草剤も本当にきちんとまけば、僕は根が枯れると思ふな、あれ。けども、そのときにどう言ったと思ふ課長が。周辺に畑がありますんで除草剤はまけませんと。言い逃れが多いんだよ、物事に対して。金がないからきちんとできません。畑がありますから除草剤をまけません。そんなことで市民の財産が守れますか。私は反省してほしいと思ふよ、そういうスタンスを。例えば県の産業道路なんか今盛んに除草してるが、431も含めて、県は。1本1本抜いてるよ、草を。金があるけんやっとの、あれ。金があるけんあれやっとの。1本1本抜いとるよ。人夫さんという言葉は悪いかもしれんけど、人夫さんがずっとボディガードに守られて、腰を下ろして1本1本抜いてるよ。除草とはそういうもんでしょう。金がないけん、頭さえ切っとけばいいわと。これは除草のうちに入らない。そんなことを市が委託する自身が問題なんじゃないですか。お金の問題じゃなくして、どういうふうに除草をするための指示を出してるかという問題じゃないですか。そこにお金をつくんですか。根から取るともつと金が高くなるんですか。僕、感覚がおかしいと思ふで、それは。副市長、どうなんですか、僕が言っとるの間違っとる。

○国頭分科会長 隠樹部長。

○隠樹都市整備部長 除草につきましては、委員おっしゃいますように、やはりきちっと除草するというのが本来の形であろうという具合には思っております。米子市が今行っている除草につきましては、毎年行わなければいけない路線につきましては、先ほど来話が

ありましたけども、別に契約をしてさせていただいております。それ以外の突発した部分につきましては、今の維持の中で対応しているというのが現状のやり方でございます。路線につきましては順番はありますけども、よく草が生える6月から7月ぐらいにつきましては、やはり毎年行われてます現状といたしましては、トライアスロンのルートを先行して除草作業を行わせていただきまして、その後、そのほかのところを行うというような順番で行ってますので、多少ちょっとタイムロスが発生するということはあるかと思えます。淀江のほうにつきましては、以前手によって砂ごと除草をかけたことがありますけども、やはりそういった砂地ということもございまして、やはり砂が飛散してきまして、あわせて、草の種も飛んでくるということで、すぐまた草が生えるというような現状を繰り返したこともございまして、本当に至らない点はあると思えますけども、今の除草の体制で現状の除草のやり方を行っているところでございます。

極力言われますように、除草ですので草が生えないようにするというのが本来かとは思いますが、なかなかそこまで手のほうが届いていないというのは、それは現実のことだと思っておりますので、おわびを申し上げたいという具合に思います。

**○国頭分科会長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 体制をやっぱりきちんと整えてもらいたいですよ。市民から見れば税金で仕事をしていただいている仕事ですから、だから自分らの財産がきちんとした状態で管理されるということを望んでいますので、できませんから今のままですという話はやめてもらいたい。せめてその点は改善してほしい。このことを要望しておきます。

それから、委員長。

**○国頭分科会長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 手元に委員の皆さんなり、当局の皆さんの手元にお渡ししとると思いますが、繰越明許費の報告が上がっておりますけども、これをちょっと参考までに私もつくってみたくです。令和元年度と令和2年度の繰越明許、そして令和3年度の当初予算、それから令和3年度の補正、こういうものをリンクしてみましたときに、繰越明許になる事業というのが、極めて毎年同じような事業がなってるような印象を受けるんですけども、何でそういうふうになるんでしょうか。ここへはもちろんあれですよ、チェックするところがありますから国が追加配分したとか、そういうものは十分考慮していますよ。でも、追加配分してない分でも何か同じようなものが繰越明許に上がってきてるんですよ。これは何でこういう形のものが出るだろうかっていう私は気がするんです、それが一つ。

それから、もう一つは、2年度の繰越明許に相当のものがほとんど執行残高が残っていますね。そのものが今度は令和3年度の当初予算では同じような事業が追加されていますね。何でこういうような形になるんだろうかなという気がするんですけども、それだけ仕事量があるから予算をつけて執行せざるを得ないんだということになるんですが、これ令和2年度の繰越明許費なら令和3年度に事業やってしまうんですよ、そうですね。この令和2年度の繰越明許費の事業の執行率は現段階でどうなってるんですか、これ。

**○国頭分科会長** 隠樹部長。

**○隠樹都市整備部長** 令和2年度の繰越明許費の御質問でございますけども、この表に上がっております金額につきましては、繰越しを認めていただいた限度額が載っているかと思ひまして、それに基づきまして実際に繰り越した額が、その右側にある翌年度繰越額と



いう具合になっておりまして、この事業執行残高というのは、100パーとか95パーとありますけども、これは繰越しの限度額に対する実際に繰り越した額の割合でございまして、事業が100%残っているというものではございません。

○国頭分科会長 遠藤委員。

○遠藤委員 いや、私は計算の仕方が間違っとなるか知りませんが、この金額と書いてある令和2年度の繰越明許費の金額というのは、これは当局がおつくりになった数字ですよ。事業費はこれだけかかっておりますと。だけど、そのうちの来年度に繰越し、令和3年度の繰越し分はこれだけですよというのは、黄色い部分です。それをやると99%が執行残高という形で私はなるんじゃないかと思うんですよ、執行残高。だから、そういう形でパーセンテージで載せてるわけです。だから問題は、この繰越明許費が現在令和3年度のもう6月に入ってきましたけども、執行状態はどういうふうになってるんですかということを知りたいんです。それに併せて、今度当初予算なり補正でさらに追加されてますから、この流れというのはちょっと分かりにくいんです。令和2年度の執行状況というのがどうなってるんですか、これ。

○国頭分科会長 隠樹部長。

○隠樹都市整備部長 ちょっと繰り返しになる面もあると思いますけども、今の6月末現在で繰り越した額がどういう変化をしているかっていうのは、ちょっと今手元にないのでちょっと分かりませんが、例えば道路新設改良事業というのについて、2,100万金額のところにあると思うんですけども、これは2,100万が事業費全体ではなくて、令和2年度から繰り越す限度のお金というのがここに記載されておまして、そのうち実際に繰り越したのが2,100万ですので、限度額いっぱいを繰り越させていただいたということでございまして、この事業執行残というのは、繰越金額、限度額に対する実際に繰り越した額の割合がここに載っているようございまして、事業費全体を翌年度に繰り越したというわけではなくて、事業は進んでおりますけども、その中の一部を繰り越させていただいて、その一部を繰り越すための限度額の設定が、先ほど言いました事業では2,100万を設定させていただいておまして、そのうち実際に繰り越したのが2,100万満額を繰り越したということで、事業執行残高というのが、要は100%繰り越したという、この表の構成になっておまして、事業そのものを100%次の年に丸投げしたという表ではございませんですけども、今の時点で先ほど言いました事業がどこまで進捗して、終わったのか終わらないかにつきましては、ちょっと今手元のほうに資料がないので、ちょっと分からないということでございます。

○国頭分科会長 遠藤委員。

○遠藤委員 ぜひ、この進捗状況について、分かるように議会報告をしてもらいたと思います。よろしいですか。

確認してくれますか、委員長。

○国頭分科会長 よろしいですか。

○隠樹都市整備部長 はい。

○国頭分科会長 お願いいたします。

遠藤委員。

○遠藤委員 私は、この繰越明許費をもって何で令和元年度と令和2年度というのを出し

たかという、この繰越理由の中に、関係者との連絡調整が果たせなかったために繰り越したという件数が多いんですよ。国からの追加予算があった分については分かります、12月に聞きましたから。それは国の追加補正で事業が年度内にできないから繰り越したと、この理由は十分に正当な理由言われた。だけど、関係機関との調整が図れなかったので繰り越したと。これ当初予算なんですよ。それがなぜ発生するのかということなんですよ。僕は体制に問題があるというふうに思うんですが違いますか。つまり体制とは、担当者の皆さん方が事業に集中できるような時間がないのではないかと。手持ちがたくさんあって、一つのところに集中できない、だから関係者との調整もなかなかできない、だから繰越しせざるを得ない、これの繰り返しが起こってないかと私は判断するんですが違いますか。

○国頭分科会長 隠樹部長。

○隠樹都市整備部長 繰越しの理由に対する関係者という表現につきましてですけども、繰越理由の設定につきましては、それぞれちょっとパターン化しております現状は、その中の一つが関係者との調整というのが項目として上がっているということをもっと置いとかせていただきまして、この関係者にもいろいろあります。例えば電柱の管理者ですとか地下埋設物の管理者、そしてまた地権者等の皆様というのもいろいろ現場によっては異なりまして、それぞれ多様な交渉ですとか、そういった調整をする必要があるために一概にこうだということとは言えませんが、先ほども言いました段取りですとか人員につきましても、それを考慮した上で事業の配分を行っていると考えておりますので、特別、さっきも委員がおっしゃいますような無理があるのではないかとということではないという具合に考えております。

○国頭分科会長 遠藤委員。

○遠藤委員 どうなんですかね。もともと予算を組み立てられるときに、十分にそういう関係者あたりとの調整をされた上で、見込みを立てて予算編成をされるとは違うんですか。ただ、机の上だけで予算の数字をはじいちよって、後から関係者と相談をするという流れになるんですか。そうじゃないでしょう。事前に予算を組み立てる前に関係者との調整を図りながら予算の額を含めて、そして予算計上にもっていかれると、こういうシステムだと私は見てるんですが、違うんですか。

○国頭分科会長 隠樹部長。

○隠樹都市整備部長 そのとおりだと思います。

○国頭分科会長 遠藤委員。

○遠藤委員 そうすると関係者との協議ができなかったために、日数を要したために繰越ししなきゃならないというのは、普通、起きないんじゃないですか。特殊の場合は別ですよ、あるとすれば。だけど、公園の長寿命化なんかで、誰と話しするために時間がかかったんですか、あれ。僕はそういうことも考えると、少しマンネリ化してるというのは失礼かもしれませんが、とにかく仕事ができなきゃ繰り越していかいやと、こういうようなことの体制があるいは内部であるんじゃないかと疑いたくなるんです。だからそういう意味で、例えば技術者が足りないとか職員が足りないということがあれば、その体制整備が必要になってくるんじゃないかと推察するんですよ。それは全く必要ないんですか。

○国頭分科会長 隠樹部長。

**○隠樹都市整備部長** 全く必要がないかと言えば、全くということはないと思います。そういった人力的な面もあると思いますけども、それぞれ先ほども申し上げたように、事業を行えば、それぞれの現場でそれぞれの多様な問題が起きるものがございます。確かに事前には当然協議をして事業に臨むわけですけども、予算も取るわけですけども、それではなかなかそこまで思いも寄らないことも起きてくることによって、繰越しをかけなければならないということもございますし、人が足りないという部分につきましては、確かに足りないからできないというのもあると思いますけども、大抵はそれぞれ係等の中で、協力体制を基にして事業実施を進めていくということで事業を推進しておるところでございますので、人が足りないというわけだけではございません。

**○国頭分科会長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** それは十分な体制ではないということのいみじくも言われた話だというふうに思いますね。副市長さんね、そういう点も含めて、人間というのは必ずしも100%全てが能力を発揮できる体制というのはなかなか誰もできませんから、やっぱり数の中で出来上がるということを私は思いますので、十分検討をさせていただくことを要望しておきます。

それと、もう一点申し上げますが、市道安倍三柳線の改良事業費、これは詳細設計が繰越しになっておりまして、令和3年度にされることになってるんですけども、これ以前から申し上げておきましたんですけども、今回の施政方針の演説の中で市長が述べておられるのは、5か年間の中に入れる事業のために一生懸命に努力すると、こういう表現をされてらっしゃいますね。この安倍三柳線の事業の5か年間に食い込むということの中身というのはどういうことを意味しておるのでしょうか。説明いただけますか。

**○国頭分科会長** 北村都市整備課長。

**○北村都市整備課長** 5か年対策というのが、国土強靱化に資する5か年加速化対策というのがありまして、その中で重点項目というのに値します。その重点項目の事業として認められれば、5か年で事業が進められるのではないかとというふうに思っておりますので、その事業として取り上げてもらえるように国・県への要望をしていく予定としております。

**○国頭分科会長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 再度確認しますけども、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策ということですね、正式に言いますとね。これが重点項目として認められた場合と言われるんですけども、その重点項目として認められるというのはどういうことなんですか。

**○国頭分科会長** 北村課長。

**○北村都市整備課長** 今の防災・減災に資する国土強靱化の加速化対策の事業として、今安倍三柳線自体が緊急輸送道路、国道431号と米子境港線、内浜産業道路も緊急輸送道路になっておりますので、これを結ぶ道路として、防災・減災に資するというのに値するというふうに判断をされればなるのではないかとというふうに思っております。

**○国頭分科会長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** それが決まるのはいつ頃ですか、見通しは。

**○国頭分科会長** 北村課長。

**○北村都市整備課長** まだこれから県のほうへ協議といいますか、一応話はさせてもらっておりますけども、まだ実際の具体的な県への要望、国への要望はしておりませんので、

今の段階で時期はちょっと明言できかねております。

○国頭分科会長 遠藤委員。

○遠藤委員 要望これからやるということだけども、5か年間という、いわゆる言うなれば10年かけてやりますというやつを5か年で縮めて事業ができると、これが認められれば。こういうふうに判断してもいいんですか。

○国頭分科会長 北村課長。

○北村都市整備課長 そのように考えておりますけども、まだ5か年対策の中で事業が終わるものというのが大体の重点項目での採択になろうかと思っておりますので、そういうふうに要望していきたいと思っております。

○国頭分科会長 隠樹部長。

○隠樹都市整備部長 ちょっと先ほどの課長が言いましたのをちょっと訂正させていただきますけども、5か年で事業が完了するわけではなくて、5か年で重点的に予算をつけていただくということでございますので、その辺は訂正させていただきたいという具合に思います。

○国頭分科会長 遠藤委員。

○遠藤委員 副市長さんね、前からいろいろ議論しているので、意見が私とは違うところがあるんですけども、物の考え方だと思うんですよ。現地に行っていたきたいと思うんですけども、今、三柳中央線、県が事業しております、これが私の裏を含めて公民館まで一通り今年の7月に完成します。それからその先も既に予算を買収してますから、工事に入ってますから、来年度あたりは、かなり相当上三柳方面は完成するんじゃないかと思えますね。そうすると今、安倍三柳線が入ってきました、産業道路まで。ああいう状況を見ておられて、やっぱりあれだけのインフラ整備して投資したものである以上は、周辺の土地利用というものに対してもインパクトを与えていかないかという、こういう施策が僕は必要になってくると思ってるんですよね。そういう中であそこの道路をさらに進捗させていくことについての住民の皆さんの理解というのは、十分に得られると私は思っているんです。そこで検討して私も考えたんですけども、例えば10億あと残る事業費がかかるという場合、総事業費が、半分を地方債で賄って、半分を補助金で賄って、いわゆる工事区分を決めてやれば、この5か年の予算がどうつくか分かりませんが、もっと進捗が早く出来上がるんじゃないかと。問題は何のために道路をつけるのか、道路投資の効果をどう上げるのか、こういう観点で議論すると、そういう選択肢も私はあってもいいんじゃないだろうかと、こういうふうに判断してるんですけども、いかがでしょうか。

○国頭分科会長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 この問題も何度か遠藤議員と御議論させていただいております。結論は先ほど担当がお答えしたとおり、得られる国の資金がある事業でありますので、これを最大限使っていくというのが、市の財政のためにも市民のためにも有効だろうと考えています。具体的には、安倍三柳の2工区につきましては、国土強靱化の5か年の加速化計画というのが、今、遠藤委員にも御紹介いただいたプログラムがありますので、これを獲得できれば、5か年で完成するまでの予算をつけていただけるかどうかというのは、これは我々はそれを目指して要望はしていきたいと思っておりますけど、確証はありませんけど、格段に加速するだろうと、事業が。そうすると、5年きっかりで終わるかどうかは別として、かな

り早い時期での開通が予算的には見込めるんじゃないかということで、今、県とも相談して、この5か年の加速化計画に位置づけていただくように強力に要望しているところでございます。以上です。

**○国頭分科会長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** それは早々にやっていただきたいと思うんですけども、ただ、今までやってきたあの400メートルでさえ、小10年かかってようやく事業が出来上がったんですよ。国の財政事情というのは必ずしも裕福じゃないと思いますから、だから、全てそれは国の金で入ってくれば米子市の借金が少なくて済むというのは当然の理なんですけども、ただ、事業がいつまでも延々としておるようなことでは、投資効果が見えてこないということになってくると、これも一方では問題だろうと思うんですね。そういうことを考えてきたときに、あの事業を本当に進捗させて効果を上げなきゃならないというようなことであれば、今おっしゃったことは大事なことなんですけども、あわせて、スピード化されるために地方債を一部充当した形の中で国との補助金も併せて、もちろん国のこの補助金は市も負担があるんですけども、地方債を使った中で事業を進捗すると、この検討は、少しぜひ内部でやってみていただきたい。例えば、そのために財政的な借金の返済が大変だというような話が出てくるならば、あれの沿線が仮に早く早期完成すれば、周辺の土地利用が随分変わってくると思います。それは即固定資産税に跳ね返ります。返還できる財源は必ず見いだせます。そういうことも考えれば、私は決してこの半分を地方債でやることのもったいないと、無駄だという論理にはならないんじゃないかと、こういうふうに思っておりますから、検討を求めておきます。以上です。

**○国頭分科会長** そうしますと、暫時休憩して、資料できたようですけど、午後1時から再開したいと思います。

**午後0時04分 休憩**

**午後1時00分 再開**

**○国頭分科会長** 予算決算委員会都市経済分科会を再開いたします。

午前中の議論の、当局のほうから資料が提出されておりますけども、遠藤委員、見られましたでしょうか。

遠藤委員。

**○遠藤委員** 説明してくださいよ、これ見て。

**○国頭分科会長** 伊達次長。

**○伊達都市整備部次長兼道路整備課長** 昼から配らせていただきました資料の御説明をさせていただきますと思います。

これは、平成25年度になりますけれども、路面性状調査というところで、市道全路線につきまして、市道の傷み具合、これを調査しておるものでございまして、はぐっていただきまして、尾高西1号線の調査結果っていうのを2ページ以降に示させていただいております。

あと、委員会資料の位置図のつきました4ページ、こちらに尾高西1号線の位置図を載せておりますけれども、まず、北側の県道から大体400メートルの間、これはひび割れがあまりない、遠藤委員さんがおっしゃられるようにあまり傷んでないという路線だということでございますが、それから終点、南に向けて、下に向けてなんですけども、こちら

のほうのひび割れが大というところで、路線的には補修が必要な路線という形で上げさせていただいてるものでございます。写真の拡大図、特にちょっと分かりにくいかもしれませんが、亀の甲に割れたような写真の拡大図を一番最後に載せております。説明は以上です。

**○国頭分科会長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 私は、こういうケースの場合に、過去にもいろんなケースがあったんだけど、全線を通して起点と終点を一遍にやったほうが工事がしやすいし、起債も使いやすいし、こういう理由があって、こういうケースにこういう形がよく起こると思うんですよ。だけど、実際問題として、全体的に見たときにはここまでする必要なくても、そこだけの部分でいいだないかっていうことがあっても、それをされないわけですよ。逆に、起点と終点で、そのこの部分があるからやってくれんかっていうと、いや、それは全体がそうならなければできませんっていつて断る部分がある。僕はその使い分けが担当者によって変わるっていうことがちょっと気に障るんだ。午前中も、今、隠樹部長が言われたけども、博愛病院の横、あれなんかも産業道路から博愛病院の際まで全部が一緒にならないとできませんけん、途中までではやることはできませんけん、ずっと投げっ放しなんだ、あれは。そういう扱いがあるから、僕は今回の場合もおかしいなという指摘しちゃうわけだ。部分的に、先の部分のところは傷んでる部分が見えるか知らんけど。だったら、そこはそこだけで補修は利くんじゃないかやという話になるわけだ。だけど、全線しなきゃならないだけの状況かどうかという判断というのは、また別にあると思う。だけど、その使い分けが、時によって場所によって人によって違うという、その体制に僕は物を言いたいわけですよ。だから、そういうことがないようにしてもらいたい。このことは強く申し上げておく。

**○国頭分科会長** 要望でよろしいですか。

ほかにありませんか。

遠藤委員。

**○遠藤委員** もう一点、この榎原のやつの地図ね。これはあれなのかな、この田んぼの中、圃場整備されたとこなんだけど、都市排水路と農水路というふうに、これ分けてあるわけ。それで管下のところは都市排水路として補修をするというわけ。これはどこに農水路と都市排水路を分けた形のものが見えるわけですか。

**○国頭分科会長** 赤井都市整備課河川橋りょう担当課長補佐。

**○赤井都市整備課河川橋りょう担当課長補佐** 遠藤委員さんの今おっしゃられた分については、16ページの橋本榎原地区排水路改良工事のほうでよろしいでしょうか。

(「そう、それ。」と遠藤委員)

**○赤井都市整備課河川橋りょう担当課長補佐** こちらについては、今、この排水路につきましては、農業用の排水路でございます。これをそもそもが、ちょっと地図には載ってないんですけども、大袋地区、こちらのほうが過去何回も浸水被害を受けてるということで、大袋の下流側のこの排水路、今現在農業用排水路ですけども、こちらのほうを拡幅することにより、大袋の浸水解消を目指したものでございます。

**○国頭分科会長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** これは都市整備部がするの。

**○国頭分科会長** 赤井河川橋りょう担当課長補佐。

○赤井都市整備課河川橋りょう担当課長補佐 もともとが大袋地区そのものの雨水に対しての浸水対策ということですので、それを引くための下流側の水路を今回この農業用の排水路のほうを使わせていただくというところで、都市整備部のほうで拡張して、農業用プラス、あと大袋地区の雨水を流したいというものでございます。

○国頭分科会長 遠藤委員。

○遠藤委員 つまり、今後はこれは都市排水路としての管理になるということですか。

○国頭分科会長 赤井河川橋りょう担当課長補佐。

○赤井都市整備課河川橋りょう担当課長補佐 おっしゃるとおりです。

○国頭分科会長 ほかにございませんでしょうか。

ないようですので、以上で都市整備部所管の審査を終わります。

予算決算委員会都市経済分科会を暫時休憩いたします。

午後 1 時 0 7 分 休憩

午後 1 時 2 9 分 再開

○国頭分科会長 予算決算委員会都市経済分科会を再開いたします。

経済部所管について審査をいたします。

議案第 7 1 号、令和 3 年度米子市一般会計補正予算（補正第 4 回）のうち、経済部所管部分を議題といたします。

当局の説明を求めます。

若林経済部次長。

○若林経済部次長兼経済戦略課長 そういたしますと、令和 3 年度米子市一般会計補正予算（補正第 4 回）のうち、経済部所管について一括して説明いたします。説明は歳出予算の事業の概要により行いますので御準備ください。なお、今回は肉づけ補正予算でございますので、例年どおりの単なる肉づけ分については説明を割愛させていただき、主に新規事業や大幅な増額を伴う事業などについて、ポイントを絞って説明させていただきます。

まずは 1 3 ページをお開きください。下段、農業収入保険加入促進事業でございます。これは、新型コロナウイルス感染症などによる農業収入の減少への備えとして、農業収入保険の加入を促進し、農業経営の安定化を図るものでございます。

次に、1 5 ページ上段、産業用地整備に係る調査事業でございます。これは、次期産業用地を選定するために、候補地の基礎調査を行うものでございます。

次に、1 6 ページの上段、生産性向上セミナー開催事業でございます。これは、コロナ禍やアフターコロナを見据え、企業の生産性向上や競争力強化につながるオンラインセミナーを商工団体と連携して開催するものでございます。デジタル化や脱炭素化の推進などをテーマとして、計 3 回の開催を予定しております。

同じく 1 6 ページの下段、住んで楽しいまちづくりファンド事業でございます。これは、金融機関と共同で総額 8, 0 0 0 万円のファンドを立ち上げ、中心市街地や米子港周辺、皆生温泉などにおける新たなにぎわいの創出や、街の魅力向上に寄与する取組を行う事業者に対し、投資という形で支援することで地域経済の活性化を図ろうとするものでございます。なお、ファンドの運用期間は 1 5 年間とし、1 事業者当たりの投資上限は原則 2, 0 0 0 万円、投資期間は原則 1 0 年間と設定しております。

続きまして、1 7 ページの上段、米子駅前ショッピングセンター整備事業でございます。

これは、新築から31年が経過した米子駅前ショッピングセンターのエレベーターとエスカレーターを年次的に改修するものでございまして、今年度はエレベーター5基の改修を予定しております。

次に、18ページ下段、皆生温泉まちづくりビジョン推進事業でございます。これは、旅館経営者などの関係者を中心に策定した皆生温泉まちづくりビジョンに掲げる取組を推進するもので、地方創生推進交付金の事業採択を受け実施するものでございます。

続いて、19ページ下段、皆生みらいの灯り推進事業でございます。これは、皆生温泉エリアの四条通り及び中央通りに設置されている公共街灯について、皆生みらいの灯りコンセプトに基づき、照明の色調を温かみのある電球色に更新するものでございます。

大分飛びまして、次に、29ページ下段、米子城跡保存整備事業でございます。これは、令和3年3月に追加指定となりました米子城跡三の丸の旧湊山球場敷地内にある民有地の買上げを行い、史跡の保護及び利活用に向けた整備を進めるものでございます。買上げの面積は、5,404.68平米で、購入費は概算で2億2,500万円を見込んでおります。財源は国庫補助金80%、県補助6.6%でございます。

次に、30ページの上段、淀江傘200年記念事業でございます。これは、商業施設の吹き抜けスペースを使った企画展展示やライトアップなどの情報発信を通じて、淀江傘の魅力や価値を広め、振興、発展を図ろうとするものでございます。

次に、32ページ上段、サイクルスポーツ推進事業でございます。これは、サイクルスポーツを推進するために、イベントの開催支援などを行うものでございます。

同じく32ページの下段、どらドラパーク米子陸上競技場改修事業でございます。これは、日本陸上競技連盟の公認規則変更に対応し、陸上競技トラックなどの改修を行うものでございます。

次に、33ページの上段、新体育館整備事業でございます。これは、本市と鳥取県で検討を進めている新体育館の整備について、PPP/PFI手法の導入可能性調査を行うものでございます。説明は以上でございます。

**○国頭分科会長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様のご質疑、御意見をお願いいたします。

又野委員。

**○又野委員** 幾つか聞かせていただきます。13ページの農業収入保険加入促進事業ですけれども、少し前からこの農業収入保険っていうのができたと思うんですけれども、そのときにたしか聞いたことがあるんですけれども、青色申告している方が対象だということなので、それを促進しようということなので、対象者がどれくらいおられて、今、加入者がどれくらいおられるのか、分かれば教えてください。

**○国頭分科会長** 中久喜農林水産振興局長。

**○中久喜農林水産振興局長兼農林課長** 農業関係における青色申告の者数ですけれども、令和3年の3月現在で636人でございます。また、この農業収入保険に加入している方は、現在のところ99人ということになっております。

**○国頭分科会長** 又野委員。

**○又野委員** この補正の理由のところ、新型コロナウイルス感染症の影響で農業収入が減少したということが書いてあるんですけれども、実際に新型コロナで収入が減少して、



この保険の支払いを受けたってという方がどれくらいおられるかっていうのは把握しておられますでしょうか。

○国頭分科会長 中久喜局長。

○中久喜農林水産振興局長兼農林課長 令和2年の農業収入の減少により支払われた保険者数ですけれども、現在のところ26件の方に収入保険が支払われております。なお、総額は約4,400万円ということですが、ただ、これが内訳までで、申し訳ございません、理由についてはちょっとまだ把握しておりません。

○国頭分科会長 又野委員。

○又野委員 そうすると、新型コロナウイルスじゃない分も、その影響じゃない分も含まれているかもしれないということですか。

○国頭分科会長 中久喜局長。

○中久喜農林水産振興局長兼農林課長 この収入保険というのが、収入の減少に対して補填する保険でございます、当然新型コロナウイルスによる価格の下落も対象でありますし、あるいは自然災害によって収穫物が採れなかった場合も対象になりますし、あと、けがや病気で働けなくなって、農作物の収穫ができなかった場合も対象になりますし、あるいは作っておいた農作物が盗難に遭った場合、そういう場合も収入になるという幅広いのを対象にしておりますので、コロナウイルスだけがということではございません。

○国頭分科会長 又野委員。

○又野委員 減収になった分ってというのは私も分かっているんですけども、ただ、今回は、新型コロナウイルスの関係でって書いてあるので、もしその分で限定して分かればなど思ったので聞かせてもらったんですけども。

それで、636人対象者がおられて99人、これをどう見るかっていうことなんですけれども、加入を促進させたいっていう意味であれば、少ないというふうに理由があって促進したいということだと思いますんで、なぜなかなか入らない人がおられるのかって。結局、補助することはやっぱり高いのかなっていう感じが、私も高いなって聞いたことがあるんですけども、実際に。そこら辺の、これだけ補助すればどれだけ入るようになるかとか、これ高いっていうような声とか、安かったら入るのになんていうような声とかってというのは、やっぱり聞かれてのこれは補助なんですか。

○国頭分科会長 中久喜局長。

○中久喜農林水産振興局長兼農林課長 この収入保険といいますのが、鳥取県農業共済組合が一括して扱っている事業でございます。鳥取県農業共済組合のほうが、実際に青色申告しておられる農業者の方に勧誘をしたときに、やはりちょっとどうしても保険料が高いので、何らかの支援があったらいいのになんていう声は幾つか聞いてるというような状況でございます。

○国頭分科会長 又野委員。

○又野委員 あと、これから入られる方になると思うんですけども、新型コロナの影響でっていうのも、これから入られる方っていうのも対象になってくる、どういうふうな比べ方で、新型コロナの影響で減収になったのを対象にしていくのかなど。そこら辺、対象になってくるんですか、これから入られる保険者の方も。

○国頭分科会長 中久喜局長。

**○中久喜農林水産振興局長兼農林課長** この収入保険の支払いの基準といたしますのが、過去5年間の農業収入の平均を出しまして、それに対して当該年の収入が幾らかであったかということで、例えば過去5年間の収入が1,000万でありましたと。それで、例えば今年が500万でありましたら、最高9割の保険の基準でありますので、いわゆる差額の400万円が支給されるというものでございまして、今のところは、特にお米とか花卉とかは非常に下落のことがありますし、また今後ともどのような影響がコロナによって生まれるか分かりませんので、それに対するセーフティーネットという位置づけで取組を推進していきたいという具合に考えております。

**○国頭分科会長** 又野委員。

**○又野委員** 分かりました。ただ、これやっぱ高いという声を聞きますので、この保険自体の制度が、もともとの、もうちょっと改善できないのかなというふうにちょっと思っておりますんで、こればかりは米子市に言ってもあれなんですけれども、ちょっとそういうふうにはこれは思ったところでございます。

続いて、15ページの上段なんですけれども、産業用地整備に係る調査事業で、3か所ってもう書いてあるんですけれども、大体の場所というのはもう対象地は分かっているんですかね。

**○国頭分科会長** 若林次長。

**○若林経済部次長兼経済戦略課長** まだ公表できるような状況になっておりませんが、これまでも議会で答弁いたしておりますように、米子インターチェンジ周辺にニーズがあるということで、米子インターチェンジ周辺を中心とした辺りで複数か所を考えております。

それから、議会の答弁でも質問答弁がございましたが、国勢調査の結果もございましたので、それらも含めて一番最適なところを検討して、それが決まり次第、調査にかかっていきたいというふうに考えております。

**○国頭分科会長** 又野委員。

**○又野委員** ちょっと確認ですけど、米子インターチェンジ周辺で3か所を考えているということでよかったんでしょうか、今の答弁ですと。

**○国頭分科会長** 若林次長。

**○若林経済部次長兼経済戦略課長** 米子インターチェンジ周辺だけで3か所ということではありませんが、優先順位からすると米子インターチェンジの辺りを優先的に考えているというところで、全市の中で一応考えてる中で優先順位があるんですけど、それに関しては、自動車道に近いところで現在は考えていると。3か所同時に着工するわけではございませんので、状況によっては調査の箇所数が変わってくる可能性あると思います。

**○国頭分科会長** 又野委員。

**○又野委員** この用地に来る企業というのは、どういったものを対象にしておられるんでしょうか。

**○国頭分科会長** 若林次長。

**○若林経済部次長兼経済戦略課長** 現在のところ、物流業のほうがニーズが非常に高く、問合せも来ております。ただ、製造業に関しましても準備しておかないといけないということで、物流業と製造業と両方をどのような形で配置すればいいか、それを今内部で検討しているところでございます。

○国頭分科会長 又野委員。

○又野委員 これは、市外、県外とか市内とかっていう、そういうような対象区別とかっていうのは設けるようなことがあるんですかね。

○国頭分科会長 若林次長。

○若林経済部次長兼経済戦略課長 製造業に関しては、これまでも市外、県外、全く関係なく誘致をします。それから、市内の業者であれば事業拡大の応援して、移転していただくことがあったわけですが、物流業に関しましては、これまでは米子インターの周辺工業用地、昨年度売却しました分に関しましては、鳥取県の補助金を頂いた関係で、県外の物流業者に関しては進出していただけませんでした。この点については、米子市の補助金のほうですが、これは後ほど御報告させていただきますが、米子市の補助金のほうは県外物流業者も今後に関しては視野に入れていきたいと考えておりますので、ただ、鳥取県の補助金との兼ね合いで、その辺りどう整理するかは今後も調整していきたいと考えております。

○国頭分科会長 又野委員。

○又野委員 そこら辺、まだじゃあはっきりと決まっていることではないということだと理解させてもらいました。

続きまして、16ページの下段ですけれども、住んで楽しいまちづくりファンド事業ですけれども、これ投資するという話なんですけれども、実際に対象になりそうなのか、どのように誰が判断して投資をしていくのか、対象がありそうなのか、そこら辺ちょっと聞かせてもらえたらなと思うんですけれども。

○国頭分科会長 頼田商工課長。

○頼田商工課長 まず、このファンドですけれども、米子市と鳥取銀行、それから米子信用金庫、この3者で出資をいたします。この3者で出資をした結果、米子に住んで楽しいまちづくりファンド、有限責任事業組合というものを組成をいたします。そちらの中で、どういった案件に投資をするのかということを決めていくわけですけれども、この辺りにつきましても、金融機関のほうやはり平日頃の業務としてそういった金融のお金の貸出しをするところが業務としてありますので、そういったところのノウハウをいただきながら、どういったところに投資をしていくのかという目利きの部分、それから対象事業者についての募集ですとか、声かけについてもそういったところを中心に御指導いただいて、結果的にはこの3者で判断をしていくという形になります。以上です。

○国頭分科会長 又野委員。

○又野委員 普通、事業を始めるときは、銀行さんのほうから融資を受けたりをするっていうのは当然あると思うんですけれども、それに米子市がそこに出資していくってところまでしないといけない理由というか、そこら辺ちょっと聞かせてもらっていいでしょうか。

○国頭分科会長 頼田課長。

○頼田商工課長 これまでも、例えば商店街の中心市街地のにぎわいづくりというところで、補助金という制度はありました。そういったところで、やはり補助金制度というところは、確かにいい点もあるんですけれども、その単年ごとで事業を見て、その内容で補助金が適正だったかどうかという単年度で見た上で、結果的にそれでよければその年度で出

すという形になりますけれども、こういったファンドというのは、どこでもかしこでもどのエリアでも対象としているわけではなくて、中心市街地であったり、それから皆生温泉であったり、淀江地区であったり、米子のまちづくりの中心となるような、そういったエリアでにぎわいづくりを創出していただけるような方々の事業を対象ということにしております。

ということでございまして、先ほどありましたように、15年程度のファンドの期間というのを設けておりますけれども、長期的にそういった伴走型の支援ができるのではないかと、それから、補助金につきましては、出したら出しっ放しという側面があるわけですが、こういったファンドということであれば、余剰金の配当を受ける権利、あるいは残余財産の分配を受ける権利というところもございまして、そういったところで、このたびについてはファンドというやり方を選択したというところでございます。

**○国頭分科会長** 又野委員。

**○又野委員** 分かりました。続いて、18ページ、皆生温泉まちづくりビジョン推進事業ですけれども、これは皆生温泉振興組織っていうのをつくっていかうという話だと思うんですけれども、皆生温泉の旅館組合さんだとか、これまで観光協会とかも当然皆生温泉の振興のほうにはやってきておられると思うんですけれども、それとは別につくって、どういった、そういうふうに関わりになっていくのかをちょっと聞かせてもらえたらと思うんですけれども。

**○国頭分科会長** 石田観光課長。

**○石田観光課長** 振興組織の組成についての御質問だと思うんですけれども、今現在考えてございますのが、8月に設立を予定しております。それで、そちらの構成員の中のほうに、ビジョンを作成されました皆生温泉まちづくり会議の委員様、もしくは皆生温泉旅館組合様、米子市観光協会様、それと地元の金融機関などに参画をお願いしているところでございます。

**○国頭分科会長** 又野委員。

**○又野委員** なるほど、この組織の中にそういういろんなところが入っていくという、そういうつながりなんですね。分かりました。

この補正の理由の下のところ、外部アドバイザー報酬って書いてあるんですが、これはどういった身分というか、位置づけの方になるのでしょうか。

**○国頭分科会長** 石田観光課長。

**○石田観光課長** これは、新たに立ち上げます振興組織のほうと契約を結んでいただく形になります。念頭に置いております外部アドバイザーの方でございまして、全国的にもまちづくりに関わっておられたような方々を2人お願いすることを考えております。ですので、米子市とはなく、その振興組織との契約でアドバイザー業務に従事していただくということでございます。以上です。

**○国頭分科会長** 又野委員。

**○又野委員** そうすると、組織としては、人員っていうか、何人ぐらいとか、またそれとは別でこのアドバイザーの人と契約するっていうことなんでしょうか。

**○国頭分科会長** 石田課長。

**○石田観光課長** あくまでも振興組織の運営面とか、そういった企画を立案した実行に対

してのアドバイスをしていただくという形を考えてございますので、会議体の運営に関してとか、そういったことのワークショップの議題とかいうものに関してアドバイスを求める形を取っていきたいと考えております。以上です。

○国頭分科会長 又野委員。

○又野委員 そしたら、組織自体は事務とかっていうのがしていかないといけないと思います。どれくらいの人数でそれをやっていかれるような組織になるんですかね。

○国頭分科会長 石田課長。

○石田観光課長 まだ最終的な確定ということではございませんが、コアメンバー的などころでいいますと約10人程度を考えてございますが、皆生温泉エリアに関わられる方は多数ございますので、ワークショップ等の開催におきましては、そういった関わりのある方々にお声がけはさせていただいて、ワークショップ等の実施をしていきたいというふうに考えてございます。以上です。

○国頭分科会長 又野委員。

○又野委員 分かりました。それと、飛んで33ページです。ちょっと確認ですけれども、新体育館の整備事業なんですけれども、PPP/PFI手法導入可能性ということで、これまでも説明がこの新体育館についてはこれで進めようという話なんですけれども、それを進めていこうという考えでの事業ということによろしいのでしょうか。

○国頭分科会長 深田スポーツ振興課長。

○深田スポーツ振興課長 PPP/PFIにつきましては、米子市の中で優先的な検討事業というのを定めております。その中に、10億円以上の建設事業というのがございますので、優先的に検討を進めているところでございます。このPPP/PFI導入可能性調査をもちまして、PFI、どのような手法で導入するのが適しているのか、あるいは民間の側への意向調査、それとあと一番肝腎なVFMが出るか出ないか、そういったところを検証いたしまして、PFI導入をするか否かということを決定するものでございます。

ですので、この調査が決まりませんと正式にどうなるかというのは決まらないわけですが、体育施設につきましては、他市の事例でも導入しているケースはたくさんございますので、出る可能性が高いのではないかと考えるところではございます。以上です。

○国頭分科会長 又野委員。

○又野委員 分かりました。以上で終わります。

○国頭分科会長 ほかにありませんか。

中田委員。

○中田委員 同じくスポーツ振興のほうですけど、スポーツ施設電子予約システムの関係なんですけど、導入事業、これは理由のところでも市民サービスの向上やデジタル化ということで、業務の効率化を図るためということでの開発委託料ということになってますよね。ここで想定する業務の効率化、要するに体育施設、今、指定管理で実際には運営されてるんですけど、ここでのシステムの業務の効率化というのは、どのように受け止めておけばいいのでしょうか。

○国頭分科会長 深田スポーツ振興課長。

○深田スポーツ振興課長 このシステムの効率化の内容でございますが、まず利用申請の受付から始まりまして、その申請を受けてから抽せん、抽せんを経て決定、そこから利用

料金の決済まで至るまで業務をシステムの中で行い、効率化を図っていきたいと考えております。

**○国頭分科会長** 中田委員。

**○中田委員** 全体の流れが非常に、要は予約を取るところから、空いてるかどうかから予約を取って決済するところまでが効率的に進むっていうのは、非常に効率的になって便利になると一見思えるんですけど、実は、実際現場ではよくよくあることなんですけど、同じ体育施設のアリーナなりなんなり施設を取りたいという人が重複した場合に、それを調整をどこがするかっていうところで、デジタル化が進んでこういうやり方が進むと、団体間同士でどのようにそれを調整するのかとかいうような、今度は物すごくアナログな問題が出てくると思うんですよ。そこら辺についての考え方はどうなんですかね。

**○国頭分科会長** 深田スポーツ振興課長。

**○深田スポーツ振興課長** 電子予約システムで予約を受け付けた場合、重複してくるものも出てこようかと思えます。その際に、例えば希望の順位を取りまして、例えば、ちょっとまだ決まっているわけではございませんが、優先順位、第3希望まで取りまして、その優先順位に沿って希望を埋めていく。それで、例えば一旦締め切りまして、もう一度2次希望を取るとか、そのような方法になるのではないかと、現在のところ考えております。

**○国頭分科会長** 中田委員。

**○中田委員** 例えば、どのような利用形態なのか、大会だったりとか、それからその大会についても、市の大会であったり、県の大会であったり、中国地区の大会であったりと、あるいは様々な、それこそ強化チームの誘致だったりとか、いろんな見方で優先順位づけができるものがあると思うんですね。ですから、例えばシステムの予約の開始日にそこに若干の違いがあったりとか、これはよくあるやり方ですけども、今でもやり方によっては何か月前から予約が取れるような登録団体だったりとか、そういうやり方ありますよね。それから、さっき言った、同じようなものが調整するとき、どのようにっていうのが、ややもするとさっきもちょっと言ったこととダブるかもしれませんが、機械的にやるとなかなかそこで調整がつかなくなる可能性もあるので、それを単なる団体間同士で直接人を介さずにシステムだけで例えばパソコンでやっちゃうと、その相手の団体とどう接触して交渉するかみたいなことにもなりかねない問題もあって。いろんなやり方が多分システムで構築するとき、先ほど課長が言われたように、優先順位のつけ方とかいろんなことはできるとは思うんですよ、技術的には。そういったいろんな課題やいろんなシステム上構築しておかなければならないものを、これ開発委託料なので、そこら辺を入れ込んだ開発委託っていうことをされるということで理解していいんでしょうか。

**○国頭分科会長** 深田課長。

**○深田スポーツ振興課長** 失礼しました。先ほどちょっと説明で漏れていた部分がございますが、年間のうちに、高等学校は体育連盟ですとか、中学校体育連盟の総体とか、あるいは高校野球ですとか、そういった優先して押さえるべきところは、現在2月頃に年間の予定を定めております。それで、一般利用で空いている枠を毎月抽せん会を実施しているところがございます。その方法はシステムを導入しても変わらないと考えております。ですので、その後の一般の受付につきましては、先ほど委員がおっしゃられた優先順位等をどのようにつけていくかという手法も含めて、システムを開発委託するものでございます。

○国頭分科会長 中田委員。

○中田委員 分かりました。なかなか要は利用者同士で、言い方悪いですけどけんかになるようなことは避けたいので、そこはうまく調整が利くような、せつかく人を介した管理、指定管理をされているわけですから、システムだけに逃げ込まれるといろいろトラブルも発生する可能性もあるので、逆に言うと、そういうシステムを市がお金を投じて導入するっていうことであれば、より今度は、人と介する指定管理者の人を介するいいところというか、そういったところも十分發揮してもらわなきゃいけないと思うんですね、私は。この場で言うことじゃないかもしれませんが、例えば今コロナの、この前もちょっとお話、情報提供しましたけど、コロナワクチンの接種会場が例えば武道館の隣にあるような関係で、駐車場が使えないという情報が指定管理者のほうになかなかいってないというか。いってないっていうことよりも、私は情報を取りに行くべき責務が逆に指定管理者のほうにあると思ってるんですけど、実は、利用者に迷惑をかけないように。そういったところがちょっと曖昧な部分が、利用者に対してのサービス低下につながらないようにするための、あるいは利用サービス向上につなげるための部分において、曖昧さがまだ残ってるので、そこら辺はこういうシステムを導入するに併せて、より一層人を介する部分については、十分にサービスの向上につながるように御努力いただきたい、そのことは要望しておきたいと思います。

○国頭分科会長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

遠藤委員。

○遠藤委員 13ページからずっと経済部の関係するところの根拠法令というところの摘要欄にチェックが入ってませんね。これは何にもないんですか、条例も要綱も。それとも条例、要綱はあるんですか。ここ何で未記載になってるんですか。

○国頭分科会長 杉村経済部長。

○杉村経済部長 たしか本議会の遠藤委員さんの御質問で総務部長も御答弁させていただいたところもあるかと思います。今回の予算の歳出予算事業の概要の根拠法令の欄でございますけども、これは財政サイドのほうから統一的な考え方で、ここに書く根拠法令については、この事業を実際に法令で義務づけられているものについて、それはしっかりと根拠法令がございますので、その法令の名前を記入するという指示がございますし、ここの中身につきましては、例えば市の条例とか、あるいは要綱、あるいは規則等に定めるものについては、この根拠法令の範疇の中には入ってこないということで、国なりのその法令、これはしっかりとこの事業をやりなさいというふうに定めてあるものについては、ここに根拠法令の記載がしてあるというふうに理解をしております。

○国頭分科会長 遠藤委員。

○遠藤委員 副市長、これでいいんでしょうかね、今の答弁で。私はこの公文書にこういう摘要欄を設けておけるということの意味をもう少し深掘りしていきたいと思うんですよ。それはどういうことかという、予算の執行というのはわしづかみでやるというわけにはいかないわけですよ。全部、根拠に基づいて予算は執行しなきゃならない。つまり条例あるいは要綱も含めて、そういうものをつくってやっていくというのは、行政の方は基本だと思ってるんですよ。だけど、根拠法令の法律の基本法さえあれば文は書くけども、条例

や要綱については書かないという考え方は、僕はこれは市民の皆さんから見たときに、行政文書というのは市民の財産でもあるわけです。それに対して問うたときに、それは説明しませんと、こういうような形になるようなことであってはならないと思うんです。だけ、例えばその事業はこういう条例でやっとりま、じゃあとって市民が言われたときにその条例を見る。こういう関係というのは、僕は市民の知る権利という立場からも保障していくべきだというふうに私は思ってるんですよ。だから、あえてこの間もこだわったんですよ。だから、自分たちの仕事の立場だけで考えとった文書をつくるんじゃなくして、公文書である以上は市民の財産だと。そういう観点で考えたときに、市民に対する知る権利というものに対する保障もするという、その根底がなくちゃいかんと思うんですよ。どうなんですか、これはあくまでもこのままで行かれるんですか。それとも、そういうふうなものを含めて追加されるんですか。

○国頭分科会長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 これは総務部長のほうからもお答えしたとおりで今は考えております。結論から申し上げますと、予算審議に必要な根拠法令とは何ぞやというところに我々は今整理の視点を当てております。もちろん遠藤委員さんがおっしゃるとおり、市民に事業概要説明を説明する資料であれば、例えば補助金の交付要綱とか、そういったものまで載せていくということは、それは場面場面によってはあると思います。ただ、これは繰り返しになりますが、予算審議の資料として議会にお示しするものでありまして、例えば補助金の執行とかがあるものは、当然その補助金の執行の執行段階の根拠になる要綱等をつくるのは、これは自明、当たり前話であります。ないわけがないわけではありますが、それをつくってますよとか、あるいは新規事業についてはつくりますよということを書いて、それを審議していただくということに何がしかの意味があるんだろうというふうに考えると、それはむしろそうではなくて、この事業は何らかの法令に根拠を置く、つまり自治事務かもしれないけど、国の施策なりなんなりで位置づけられたものなのか、それとも基本的に市の判断、つまり市の判断裁量に委ねられたものなのか、そういったことを各議員さんに御理解いただくという意味において、この欄を使うべきではないかというふうに今考えて、そういう整理をしております。ただ、これはもちろん議会側とのコミュニケーションの資料でありますので、議会側とも調整して、いや、そうではなくてもありとあらゆる根拠、つまり少しでも関係しそうな根拠法令をここに全部書くべきだということであれば、それを議会側はお求めになるということであれば、そういうつくりにしても私はいいと思いますけど、まず今の段階では当局としては、予算審議に必要な情報としての施策の位置づけになる国の定めた根拠があるものなのかどうかということに限定して書かせていただいていると、こういう考え方でございますので、ぜひそこが議会側の審議として不十分だということであれば、そういう御意見を議会のほうでおまとめいただいて、また御指示いただければと思います。以上です。

○国頭分科会長 遠藤委員。

○遠藤委員僕はこれは、議会の側が要求したからこういう予算概要書をつくったんだという話じゃないと思うんですよ。当局自身が議会に対して説明し、市民に対しても情報を提供する、これが僕は前提だと思うんです。予算概要書というのは公文書でしょう、単なるメモじゃないでしょう、ということ考えたときに、その公文書の中の摘要欄がある



けれども、それはそういうものを載せる場所じゃないというふうに勝手に判断をされるという、言葉は悪いけども、いかがなものかと思えますよ。

私はもう一つ問いたいのは、このことにあえてこだわって、全然条例や要綱がない案件の事業がたくさんあるんですよ、この間調べたら。だから、私はそういう実態の業務の在り方がいいのかどうなのか。条例や要綱なくして事業を行って予算を出してる、財政を動かしてる、こういう実態があることはいいことかどうなのか、これは僕は大きな問題だと思うんですよ。これは本来あってはならん話なんです。だったらそういうことも含めて検討したときに、ここに根拠法令は国の法令、基本法だけで結構だという話になるのか、こういう条例をつくって、その条例を基に要綱をつくっておるということで示すことが正しいことなのか、僕はその辺はそういうものも含めた判断が必要じゃないかと思うんですよ。条例や要綱のないものがあったって、構わないというお考えですか。

**○国頭分科会長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 先ほどもお答えしたとおりなんですけど、我々は究極、行政というのは何らかの根拠法令なりで縛られている。これ、明らかであります。ただ、個別の事業なり施策なり、その予算の個別事業なりの全てについて何らかの根拠法令がないとできないかという考え方については、これ実は諸説、学説があって、近時の通説は、全てにそういったものがないとできないということではないと、これが近時の通説であります。

遠藤委員がおっしゃってる論も、そういう考え方を唱える学者さんもいらっしゃいますけど、これはどちらかというところやはり以前の考え方といえましょうか、でありまして、例えば住民の権利義務に直接的な影響を及ぼすような、いわゆる行政作用と呼ばれるような、あるいは権力行為と呼ばれるような行政事務においては、確かに委員がおっしゃるとおりその根拠、つまり住民の権利義務に直接的な影響を及ぼすその根拠、あるいは権力行政として住民の生活に権力として関わっていくようなもの、例えば規制行政なんかはその典型だと思いますけど、こういったようなものについては、当然その根拠になる法令を国、あるいは市独自で行うものについては議会の議決を経た条例で定めていただく、これが基本的なルールであります。

ところが近時、行政サービスは非常に多様化してる。そういった規制行政とか、そういったものでないいわゆる給付、あるいは先ほどのファンドの造成とか、そういったものがあります。ああいったものは全て条例で定めないと、あるいは根拠法令がないとファンドの造成ができないのかと、こういったことを考えていただくとよく分かると思います。したがって、そういった必要なものについて根拠法令を設定するということは否定はいたしません、全てにそれができないということではないというふうに考えております。繰り返しになりますけど、ただそうはいっても我々は行政機関でありますので、行政機関として何がしかの行為を起こすときは、ずっと掘り下げていけばどこかには法令にぶち当たるところがあるわけですが、そこまでを全て探してここに書くことが、本当にこの資料の理解として必要なことかどうかということについては、我々は今は先ほど御説明したとおり、直接の事業実施の根拠が分かるものということに限定して書かせていただくと。ただ、そうではなくて、とにかく何だろうと、地方自治法だろうと、あるいは憲法だろうと、極端なことを言えば、そういったものでもいいけん何でもいいけん書けということであれば、それは書きますけども、それに何の意味があるんだろうという

ことを我々は考えた上で書かせていただいているということは申し上げておきます。

○国頭分科会長 遠藤委員。

○遠藤委員 書き方によっては何か地方自治法の第1条、第2条を書いて回答をされておりますけども、非常に論外な議論だと思いますよ。あるいは今おっしゃったように、憲法で書けば書くなんで、そういうものは論外だと思う。私は何を求めているかという、こういうことをきちんとやっぱり意識してやるということ自身は、その行政の人によっては内容が変わっていくと、簡単に。恣意的なことにつながっちゃいけませんよと。それを定めるために基本法にない分については条例や要綱を定めるということは僕は基本だと思ってるんですよ。これは古いとか新しいという問題ではないです。行政が公正に行政サービスを行っていく、そのために職員の恣意的なものが入らないようにする、あるいは圧力によってゆがめられないようにする、というようなことの、僕は一つの壁だと思ってますから。そういう点では書く書かないよりも、今言ったように全く条例や要綱のない事業というのが何件か散見されていますから、そういうことも含めて私は検討を求めておきたいと、このように思います。

それから、委員長。

○国頭分科会長 遠藤委員。

○遠藤委員 皆生の関係で、19ページ、観光費、皆生みらいの灯り推進事業、書いてありますね。ここでは、皆生温泉エリアの四条通り、中央通りに存在する22基の街灯と書いてますけれども、海岸通りにも街灯がありますよね。あれは対象にならないんですか。というのは、あそこに高い分の街灯がついておって、あるところの旅館やホテルさんが大変自分ところにその街灯の光が邪魔になって、自分たちの描くものが描けなくなったという苦情が随分、二、三年前にあったと思うんです、2年ぐらい前にね。それで、あれは部分的に今、消灯されてるところがあると思うけども、あれ自身もそういう状況に合わせた形で街灯を切り替えるということはあるんですか、そのままなんですか。

○国頭分科会長 石田観光課長。

○石田観光課長 遠藤委員の御質問ですが、皆生海浜公園の公園区域内にある街灯のことだと思いますけれども……。

(「海岸線。」と遠藤委員)

○石田観光課長 海岸線、なら同じだと思いますけれども、あちらのほうなんです、あちら18基街路灯がございます。あちらのほうを全体的に直すと、今回、予算要求をさせていただいている金額よりもたくさんのお金がかかるということを試算しております。それで国費のほうで、町なみ環境整備事業にのれるようなことを今年度検討をしておるところでございまして、将来的には今回の温泉情緒を醸し出すような街路灯の更新というのは、一応、検討をしているところでございます。以上です。

○国頭分科会長 遠藤委員。

○遠藤委員 お金がかかるけん今回は街灯に入ってないけども、将来的というのをどういうふうに言われたか知らんけど、近いうちにもうそれは計画にのせるということなの、全く手をつけないということなの。

○国頭分科会長 石田課長。

○石田観光課長 失礼いたしました。来年度から事業化できるように今年度検討を進めて

いるところでございます。

○国頭分科会長 遠藤委員。

○遠藤委員 そういう要望が出ておりますから、ぜひ、その要望に応じてあげてください。

それから、もう一点、29ページ、米子城跡保存整備事業、これについてなんですけども、これは一般質問でも取り上げられましたけども、この経過について、所管委員会に対して報告がありましたか、今まで。史跡指定を含めて、用地買収も含めて。全く今まで我々は委員会として報告を受けてないと思うんですけども、これについてはどういう考えですか。

○国頭分科会長 原文化振興課長。

○原文化振興課長 こちらのほうの案件ですけども、今まで整備基本計画ですとかいろんなものをつくる際に、公有化についての意思表示というのはお伝えをしてきているところでございます。それと都市経済委員会、こちらのほうの中でも、こういったような方向性で進んでいくということはお示しをしているところでございます。

○国頭分科会長 遠藤委員。

○遠藤委員 そんな話を聞いているわけじゃないが。国への史跡指定はいつ申請して、いつ確定しましたと、そういう報告は一つもないよ。こういう史跡指定していくっていう話は続いているけれども、いつ国から指定の確認が取れましたと、指定していただきましたと、こういう報告は一度もないよ。

それから、この用地買収に当たって、平米単価にすると幾らになるんですか、これは。

○国頭分科会長 原文化振興課長。

○原文化振興課長 このたびの予算計上しておりますのが2億2,500万でございます。それに対しまして、平米が5,404.68平米になりますので、およそですけども約4万2,000円ぐらいになるというふうに考えております。

○国頭分科会長 遠藤委員。

○遠藤委員 土地評価額というものは公表することはできないんですか、できるんですか。土地評価額というのは、不動産鑑定の評価額というのは公表できるんですか、できないんですか。

○国頭分科会長 下高文化振興課文化財室長。

○下高文化振興課文化財室長 現在、金額等につきましては交渉中でございます。今後、財産評価委員会にもかける案件でありますので、その前に不動産鑑定を公表するのはちょっと差し控えたいと考えております。財評が終わりまして、しかるべきタイミングで公表でき得れば公表いたしたいと思っております。ただし、これは不動産鑑定士の同意が必要ですので、同意も取れましたら公表を検討していくというふうに考えております。

○国頭分科会長 遠藤委員。

○遠藤委員 借地料のときにも不動産鑑定を行われて、その評価額は公表されています。だから、私は交渉中だから今はタイミング的にいつがいいのかという判断はあるかもしれませんが、公表を渋られる理由はないと思います。だから、そういう意味では市民に対して公表してください。これを要請しときます。

それから、これは各個質問にもあったんですけども、私が実は思っているのは、二の丸のところのテニスコート、あれ、もう国指定になってますよね。あそこに便所の問題も取り上げられましたけども、あのテニスコートというのは史跡指定になじまないんじゃないで

すか。あれはどういうふう処理されるんですか。

○国頭分科会長 下高文化財室長。

○下高文化振興課文化財室長 今、湊山のテニスコートがある、いわゆる二の丸のところの御質問だと思いますが、あれが今までのテニスコートの造成とかの経緯を考えますと、大体テニスコートの半分は当時の城主の御殿が埋もれていると考えております。それと、場所としてあそこに二の丸を造ったということは、絵図とかでも証明されておりますので、今後、発掘調査等を行いながら、性格を明らかにしていきたいと思っております。

○国頭分科会長 遠藤委員。

○遠藤委員 性格を明らかにするっていうこの意味が分からんけど、問題は史跡になじまないでしょう、テニスコートという施設は。だから、どうされるんですかと聞いてるんですよ。

○国頭分科会長 下高文化財室長。

○下高文化振興課文化財室長 調査・研究を進めまして、ある時点ではテニスコートは廃止の方向で考えておるところでございます。

○国頭分科会長 遠藤委員。

○遠藤委員 それから、この淀江の、根拠法令は文化財保護法と載っとる分の扱いの問題です。上淀廃寺の分ですな。19ページの上段、30周年記念事業、この施設というのは、これはどういう目的で造った施設になるんですか。なぜこういうことを聞くかという、公共施設管理計画の個票の中で、これが出てきているんですよ。ところが、その中で、目的は歴史教育とかなんかなのために造ったんだと書いてあったけども、施設そのものの扱いが公共施設というだけであって、本当に山陰歴史館のような形の扱いになっていないんですよ、歴史館と同じような扱いに。産業振興のための施設と書いてあるんですよ。それを目にされたことがありますか。産業施設と書いてあります、産業振興の施設だと。それで、目的は歴史教育とかそういうものを勉強して、お互いに広めにやいけんだという、その場所だと、事業は。だから、産業振興の施設と書いてあるんですよ。これは確認されてますか。

○国頭分科会長 奥田文化観光局長。

○奥田文化観光局長 すみません。遠藤委員さんからの質問ですけども、該当の施設というのは上淀の展示館のことでございましょうか。

○遠藤委員 そう。

○奥田文化観光局長 そちらの施設の性質が産業振興ということでございますけども、すみません、今、手持ちの資料ございませんで、確認が取れてません。

○国頭分科会長 遠藤委員。

○遠藤委員 よく確認してみてください。産業振興という施設で値するかどうかということ。私はちょっと違うと、目的から見たときに。これは検討を求めておきます。

それから、産業用地整備に係る調査事業で、15ページ、これは私が記憶間違いなり記憶しとらんかったらそりゃあ申し訳ないですけど、赤井手の新しく造った工業団地、あれは全部転売が利いたですかいな。転売は終わったですか。

○国頭分科会長 若林経済部次長。

○若林経済部次長兼経済戦略課長 全部完売いたしました。

○国頭分科会長 遠藤委員。

○遠藤委員 いつからあそこに企業入ってくる、もう入ってますか。昨日通ったけど、何かまだ入っていないような感じ受けたんだけど、事業着手入ってますか。

○国頭分科会長 若林次長。

○若林経済部次長兼経済戦略課長 あちらのほうタブチという会社に売却したのはもう既に建物が建っておりますが、昨年度売却したところは令和4年度3月ぐらいに着工しまして、それが3件に分かれますので、令和4年の10月とか、令和5年1月とかに創業するような予定であります。

○国頭分科会長 遠藤委員。

○遠藤委員 17ページの米子駅前ショッピングセンター整備事業に関連してちょっとお聞きしときたいと思うんだけど、これも各個質問で取り上げられておりますけども、今回の7,040万円はその他財源ということになっていますが、これは多分、開発公社が持つ財源であるという中身でないかというふうに推測しますけども、今後、維持管理に係る財政予算というのは、開発公社で十分賄っていけるということになるんですか。それとも、米子市が手助けをしなきゃいけないことになってくるんですか。その辺はどう見てらっしゃいますか。

○国頭分科会長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 これは先日もお答えいたしましたし、それから令和元年度だったと思えますけども、議会のほうにも今後の経営見通しといいたいまいしょうか、こういったものをかなり詳細に御報告した際にも御説明申し上げましたが、いわゆる維持管理、それから最終的には解体ということも当然必要になってまいります。こういったようなものを全て、解体まで含めた全ての経費を見積もりますと、大変残念ながら、今の経営を続けると5億円を少し上回るような赤字が発生するという状況がございます。

これではいけないということで、イオンさんのほうに今の契約、御案内のとおり平成28年度から10年間の契約を今、結んでるわけでありまして、これの家賃の引上げを何とかお願いできないだろうかということを私自身もたび重ねて本社もお訪ねし、お願いをしてまいりましたが、それに対するイオン側からの正式な回答文書が示されたのが、先ほど申し上げました令和元年度の12月頃だったというふうに記憶しておりますが、その状況を1月だったかもしれませんが、議会のほうに御報告し、御説明を申し上げました。

結論から言うと、既に契約で決まってることなので変えるつもりはないというのがイオン側の答えであり、我々としてはそれを打ち破るすべは今のところはないという状況であります。いずれにいたしましても、赤字を発生させないということが我々のミッションでありますので、今回のエスカレーター、エレベーターの改修なども経費はかかるわけですが、しっかりやらせていただきながら、いわゆるリーシングですね、リーシングをしっかりやって、家賃収入を引き上げていくと。そして、イオンさんとの契約は10年間ということではありますが、その後ということも視野に入れながら、赤字の解消を努めるような経営努力をしっかりやっていくと。これが今、我々が行わなければならないことだと、このように考えております。以上です。

○国頭分科会長 遠藤委員。

○遠藤委員 ずっとこれからも商業施設として抱えていくというお考えで、今言われたよ

うな、賃貸料なんかもそれに賄うだけのものにしていくということのお考えなんですか、これからもずっと。

**○国頭分科会長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** どういう利用形態かということは様々な選択肢は正直あると思っておりますが、駅前の一帯にぎわいの中心になるべき場所にある立地であります。基本的にはやはり駅前のにぎわいの拠点となるような使い方、これが一番望ましいというふうに我々は思っております。現在のいわゆるショッピングセンターというような形がそれなのか、ほかの利活用の可能性がないのかということは、引き続き検討してまいりたいと思います。ただ、いずれにいたしましても、先般もお答えいたしましたけども、建物の想定耐用年数が50年ということ、もちろんこれは延命工事等を行えばさらに延命できるという部分もございしますが、初期の建築時の想定耐用年数が50年ということであるようでありますので、それを念頭に入れながら、どこまで言っているかわかりませんが、先ほど言ったとおり、現在のイオンとの契約後をどうするのかということも含めて、しっかり検討してまいりたいと思います。以上です。

**○国頭分科会長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 耐用年数50年ということだけど、その途中で大規模補強工事なんかも必要が出てくると思うんですけども、それはどのぐらい見積もっておられるんですか。

**○国頭分科会長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 現時点で改修工事の経費までの見積りは行っておりません。これは、要は何かといいますと、何年延ばすかということによって工事の水準が全然違ってきます。フルスペックで最も長くまで使えるという工事をするのか、それとも、当座5年、10年延ばすような工事にとどめるのか。ただ、それはどういう使い方をするのかによって決まってくるので、現在、そこまではやっていないと。現在はいわゆる解体費、そしてそこまでのランニングコスト、そのランニングコストの中には、今回お願いしているエスカレーター、エレベーターを中心とした大物、いわゆる基本的な機能を維持していくための改修経費、これは見込んでおりますけども、長寿命化に向けた改修経費というのは現時点では見込んでおりません。以上です。

**○国頭分科会長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 駅前という大変、都市の機能から見ても重要な位置にあることはよく理解しますが、しかし、行政がいつまでも商業施設的なものを抱え込んでいく方がいいのかどうなのか、将来的に見て。これはやっぱり判断が迫られてくるんじゃないかと、私は思っています。だから、そのことについては、ある程度の段階でやっぱり市民に対する情報提供も含めて検討が必要じゃないかと思っておりますので、このことは強く要望しておきます。

**○国頭分科会長** ほかにございせんか。

矢倉委員。

**○矢倉委員** 一点聞いときます。16ページの住んで楽しいまちづくり……。

**○国頭分科会長** 矢倉委員、マイクをもうちょっと近づけていただけますか。

**○矢倉委員** 16ページの住んで楽しいまちづくりファンド事業と、これについて一点伺っておきたいと思っております。これ私、以前からずっと指摘してるんですけど、にぎわいのま

ちづくりするということについては、これは異論はありません。ただ、米子市は何十年にわたって、皆生温泉とか商店街に多額の貴重な市民の税金を投入してきました。結果は、こうです。記憶に新しいところは、商店街のアーケード取ってまちづくりをして、にぎわいを創設します、若い人たちに新店してもらいます、結果はゴーストタウンですよ。私もちょこちょこ見に行きますけど、ほとんど人歩いてませんよ。皆生温泉もしかりですよ。この責任はやっぱりきちんとそういうことを反省しながらやっていかなきゃいかん。来た道をまた同じ道歩くんじじゃないかと、これ見て思いましたね。決してチャレンジすることは悪いことじゃない。しかし、市民が見てどう思うかですよ、これを。まず、これについて反省点ありますか。

**○国頭分科会長** 杉村経済部長。

**○杉村経済部長** 矢倉委員さんのほうから、アーケードを撤去して環境整備をした後の現状、先ほどおっしゃいましたように、決してにぎわっているというような現状ではないと、御指摘のとおり現状であろうというふうに思っております。いろいろアーケードを取りましたのは、アーケードの老朽化等々の問題もございましたので、にぎわいを呼ぶというような環境整備もしてきたわけですが、やはり商店街につきましては少しそういった事業成果が出てない、これは御指摘のとおりかというふうに私も思っております。

今後、本通りのアーケードの老朽化等の関係もございまして、あるいは下水道が入っていないというような状況もございまして、そういった商業するだけではなくて、あそこで住んでいらっしゃる方もいらっしゃいますので、アーケードの歩行者の安全の確保であるとか、あるいは住んでいらっしゃる方、あるいは商売しておられる方のそういった下水道等の生活環境の向上、これも行政としてはやっていく必要があるというふうに思っておりますが、そういったにぎわいづくりでこういったファンด์をつくる以上は、やはりにぎわいを創出していくといったところにしっかりと費用対効果を求めていく、こういうことが必要であろうというふうに思っております。

ぜひ、この住んで楽しいまちづくりファンด์事業が米子市のにぎわい創出、あるいは市の発展につながりますよう、精いっぱい努めてまいりたいというふうに思っております。

**○国頭分科会長** 矢倉委員。

**○矢倉委員** これ本当難しいことで、やっぱり知恵を絞って、本当に絞ってやっていかんやいかん。もうずっと前から、20年以上前から我々も全国回ってみた。たしか佐世保と、どこぐらいしか商店街にぎわってなかったと思うんですよ。ほとんどのところは駄目だ。そこになおも投資していくということは、よほどの根拠がなかにか、いや市民目線では許されんことだと私は思ってる。よくよく検討して取り組んでいただきたいと、これ要望しておきます。

**○国頭分科会長** ほかにありませんか。

ないようですので、以上で経済部所管の審査を終わります。

予算決算委員会都市経済分科会を暫時休憩いたします。

**午後2時38分 休憩**

**午後4時09分 再開**

**○国頭分科会長** 予算決算委員会都市経済分科会を再開いたします。

下水道部所管について審査をいたします。

最初に、議案第71号、令和3年度米子市一般会計補正予算（補正第4回）のうち、下水道部所管部分を議題といたします。

当局の説明を求めます。

遠藤下水道企画課長。

**○遠藤下水道企画課長** そういたしますと、令和3年6月定例会におきます下水道部関係の一般会計補正予算につきまして、資料はホームページ掲載資料の歳出予算の事業の概要により説明をまいります。

では、資料の14ページをお開きください。まず、農林水産業費、農業費の農地費で、下水道事業会計繰出金（農業集落排水事業）といたしまして、1,494万3,000円の増額を計上しております。これは、農業集落排水施設使用料につきまして、使用料の改定の実施時期を本年4月の予定から、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して半年間延期したことにより使用料が減収となった部分について、一般会計から下水道事業会計へ補填を行うため、下水道事業会計繰出金を増額補正するものでございます。

次に、資料の23ページを開きください。土木費、都市計画費の都市計画総務費で、下水道事業会計繰出金（公共下水道事業）として、1億5,544万4,000円の増額を計上しております。これは、先ほどの農業集落排水施設使用料と同様に使用料の改定時期を半年間延期したことにより、下水道事業会計への減収補填を行うため、下水道事業会計繰出金を増額補正するものでございます。説明は以上です。

**○国頭分科会長** 当局の説明が終わりました。

委員の皆様の質疑、御意見をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

**○国頭分科会長** ありませんか。

ないようですので、本件は終了いたします。

次に、議案第73号、令和3年度米子市下水道事業会計補正予算（補正第1回）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

遠藤下水道企画課長。

**○遠藤下水道企画課長** そういたしますと、令和3年度米子市下水道事業会計補正予算（補正第1回）につきまして御説明していきます。資料のほうは、左上に議案第73号説明資料と記載してあるものを使用いたしますので、御用意ください。

では、資料の中ほどに表を載せております。これは、予算規模を表したものでございまして、このたび収益的収入につきまして、3億1,845万1,000円の増額としたものでございます。

内容につきましては、2番の主な事業のところを御覧ください。まず、使用料改定に伴うものとして、本年10月の請求分からお願いすることとなりました使用料の改定に伴い増収となる使用料を見込んだものでございまして、内訳として、下水道使用料が1億4,495万1,000円、農業集落排水施設使用料が1,325万6,000円で、合計いたしまして、1億5,820万7,000円の増を見込んだものでございます。

次に、使用料改定時期の延期に伴うものとして、載せております。これは、使用料改定時期を半年間延期したことにより使用料が減収となった部分についての補填を行



うため、下水道使用料分として1億5,544万4,000円、農業集落排水施設使用料分として1,494万3,000円、これを一般会計からの繰入金を増額するものでございます。説明は以上です。

○国頭分科会長 当局の説明が終わりました。

委員の皆様の質疑、御意見をお願いいたします。

ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○国頭分科会長 ないようですので、以上で下水道部所管の審査を終わります。

予算決算委員会都市経済分科会を暫時休憩いたします。

**午後4時16分 休憩**

**午後4時27分 再開**

○国頭分科会長 予算決算委員会都市経済分科会を再開いたします。

7月7日の予算決算委員会における分科会報告の意見の取りまとめを行いたいと思いますが、報告に入れる意見につきまして、委員の皆さんの御意見を求めたいと思いますが、ありませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○国頭分科会長 なしでよろしいですか。

それでは、なかつた旨、報告させていただきます。

以上で予算決算委員会都市経済分科会を閉会いたします。

**午後4時28分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

予算決算委員会都市経済分科会長 国 頭 靖